令和８年度
幼稚園・認定こども園・保育園等
のご案内

©むさしのフロントあさか

※この冊子の内容に変更・訂正・追加があった場合には、ホームページにて情報を公開します。

ご案内冊子の修正について　　朝霞市ホームページ（保育課）　　保育課公式Ｘアカウント

朝　霞　市

幼稚園・認定こども園・保育園等のご案内 目次

子ども・子育て支援新制度 ―――― ４
教育・保育の場 ―――― ４
幼児教育・保育の無償化 ―――― ５
２つの「認定」制度 ―――― ５
幼稚園のご案内 ―――― ７
認定こども園のご案内 ――――２７
保育園等のご案内 ――――３３
１　保育の必要性の認定について ――――３４
２　保育必要量の認定について ――――３５
３　保育時間について ――――３５
４　申請から入所までの流れ ――――３６
５　令和８年度利用調整（入所・転所）申請受付期間 ――３７
６　クラス編成 ――――３９
７　申請に必要な書類 ――――４０
８　地域型保育の連携施設について ――――４２
９　申請時の注意事項 ――――４４
１０　転所申請 ――――５５
１１　市外保育園等を希望する場合 ――――５６
１２　市外在住の方が朝霞市内の保育園等を希望する場合 ―５７
１３　利用調整（選考）について ――――６０
１４　利用内定後の手続きについて ――――６５
１５　ならし保育について ――――６５
１６　利用保留（待機）となった場合について ――――６６
１７　入所後のお願い ――――６７
１８　保育料（利用者負担月額）について ――――７０
１９　退所について ――――８２
２０　保育園での生活について ――――８４
２１　休日保育について ――――８８
２２　病児保育について ――――８９
２３　一時保育について ――――９０
２４　こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業） ――９３
２５　入所の前から保育園を活用していただくために ――９４
保育園の紹介 ――――９７
地域型保育施設の紹介 ――――１２５

子どもの権利条約

子どもの権利条約とは、全ての児童の基本的人権の尊重を促進することを目的とする条約です。１８歳未満を「児童」と定義し、幅広く児童の持つ権利を定め、権利の尊重の為に必要となる事柄を詳細に定めています。

子どもの権利条約　４つの原則

差別の禁止 （差別のないこと） すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。	**子どもの最善の利益** （子どもにとって最もよいこと） 子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。
生命、生存及び発達に対する権利 （命を守られ成長できること） すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。	**子どもの意見の尊重** （子どもが意味のある参加ができること） 子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

よい保育施設の選び方　十か条

一　まずは情報収集を
・市区町村の保育担当課で、情報の収集や相談をしましょう

二　事前に見学を
・決める前に必ず施設を見学しましょう

三　見た目だけで決めないで
・キャッチフレーズ、建物の外観や壁紙がきれい、保育料が安いなど、見た目だけで決めるのはやめましょう

四　部屋の中まで入って見て
・見学のときは、必ず、子どもたちがいる保育室の中まで入らせてもらいましょう

五　子どもたちの様子を見て
・子どもたちの表情がいきいきとしているか、見てみましょう

六　保育する人の様子を見て
・保育する人の数が十分か、聞いてみましょう
・保育士の資格を持つ人がいるか、聞いてみましょう
・保育する人が笑顔で子どもたちに接しているか、見てみましょう
・保育する人の中には経験が豊かな人もいるか、見てみましょう

七　施設の様子を見て
・赤ちゃんが静かに眠れる場所があるか、また、子どもが動き回れる十分な広さがあるか、見てみましょう
・遊び道具がそろっているかを見て、また、外遊びをしているか聞いてみましょう
・陽あたりや風とおしがよいか、また、清潔か、見てみましょう
・災害のときのための避難口や避難階段があるか、見てみましょう

八　保育の方針を聞いて
・園長や保育する人から、保育の考え方や内容について、聞いてみましょう
・どんな給食が出されているか、聞いてみましょう
・連絡帳などでの家庭との連絡や参観の機会などがあるか、聞いてみましょう

九　預けはじめてからもチェックを
・預けはじめてからも、折にふれて、保育のしかたや子どもの様子を見てみましょう

十　不満や疑問は率直に
・不満や疑問があったら、すぐ相談してみましょう、誠実に対応してくれるでしょうか

※厚生労働省ＨＰ抜粋

子ども・子育て支援新制度

平成２７年度から施行され、

○ 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供
○ 保育の量的拡大・確保
○ 地域の子ども・子育て支援の充実

を図り、社会全体で子どもと子育てを支えていく仕組みです。

教育・保育の場

子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、教育・保育の場として「**幼稚園**」「**保育所**」「**認定こども園**」「**特定地域型保育事業**」が設けられました。

幼稚園	保育所	認定こども園
満３歳から小学校就学前までの幼児を教育し、心身の発達を助長するための教育施設です。 新制度に移行する幼稚園と、従来の運営を続ける幼稚園に分かれます。	保護者の労働等により、日中、家庭で保育できない児童を、保護者に代わって保育をする施設です。 ※様式名等を除き、この冊子中は『保育園』と呼びます。	教育と保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。 幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の４種類があります。

特定地域型保育事業		
地域の状況に合わせ、家庭的な環境の中で保育を行う、原則、定員１９人以下の施設等です。 ※様式名等を除き、この冊子中は『地域型保育』と呼びます。		
事　業	特　徴	
家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員５人以下）を対象にきめ細やかな保育を行います。	
小規模保育	少人数（定員６～１９人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。	
	Ａ型	子どもを保育する職員全員が保育士です。
	Ｂ型	子どもを保育する職員の半数以上が保育士で、それ以外は研修を受けた職員です。
	Ｃ型	子どもを保育する職員は研修を受けた職員です。（定員は６～１０人）
事業所内保育	企業等が設置し、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する施設です。 施設の定員枠が２つに分かれており、他の施設と同様に一般の方も申し込むことが可能で市が利用調整を行う『地域枠』と、企業の従業員が利用可能な『従業員枠』があります。	
	保育所型	定員２０人以上の施設で、子どもを保育する職員全員が保育士です。
	小規模型	定員１９人以下の施設で、小規模保育と同様に、子どもを保育する職員によってＡ型とＢ型に分かれます。
居宅訪問型保育	保護者の自宅にて１対１で保育を行います。	

※令和８年４月時点において、朝霞市内で家庭的保育、小規模保育Ｃ型の開所予定はありません。

幼児教育・保育の無償化

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を目的として、令和元年１０月から、３歳児以上の児童と、市町村民税非課税世帯の０～２歳児を対象に、幼児教育・保育の無償化が始まりました。（児童の年齢は、一部を除き、満年齢ではなく３９ページのクラス年齢で判断します。）

無償化の給付の対象となるのは、子ども・子育て支援新制度に規定された施設のほか、新制度未移行の幼稚園、認可外保育施設などの保育料についてであり、給食費や教材費については、保護者が負担する必要があります。（非課税世帯では一部例外あり）

無償化の給付を受けるには、保護者が居住する市区町村から、給付のための「認定」を受ける必要があります。

２つの「認定」制度

無償化の給付を受けるために必要な「認定」は、２種類あります。

子ども・子育て支援新制度に規定されている「教育・保育給付認定」と、無償化に伴い新設された「施設等利用給付認定」です。

児童の年齢、利用を希望する施設等に応じて、いずれかの認定を保護者が居住する市区町村に対して申請し、その市区町村から認定を受けることで、無償化の給付の対象となることができます。

認定にあたっては、労働や疾病、介護をしているなどの「保育の必要な事由」がないと受けられない認定があり、受けている認定によっては、そもそも施設の利用自体ができないことや、利用することができても無償化の給付の対象とならないことがあります。

施設・事業		認定※1	保育の事由※2	無償化の給付内容※3 （対象：３歳児以上、０～２歳児の非課税世帯）
保育園 認定こども園【保育利用】 地域型保育		教・保	要	利用者負担額は一律０円
新制度幼稚園 認定こども園 【教育利用】	通常保育	教・保	不要	利用者負担額は一律０円　※満３歳児も対象
	預かり保育	教・保 又は 施設等	要	日額上限４５０円 × 利用日数 まで無償化 （月額１１，３００円まで無償化）
新制度未移行の 幼稚園 ※市内８園は こちらに該当	通常保育	施設等	不要	月額２５，７００円まで無償化　※満３歳児も対象
	預かり保育	施設等	要	日額上限４５０円 × 利用日数 まで無償化 （月額１１，３００円まで無償化）
認可外保育 一時預かり 病児保育　　等		施設等	要	月額３７，０００円まで無償化 ※０～２歳児の非課税世帯は月額４２，０００円まで

※１　教・保　＝「教育・保育給付認定」　問い合わせ：４６３―２８３６（保育係直通）
　　施設等　＝「施設等利用給付認定」　問い合わせ：４６３―６７２０（保育支援係直通）

※２　保育の必要な事由、教育・保育給付認定の詳細は、３４ページをご参照ください。

※３　無償化の対象は通常の保育料であり、延長保育料、給食費、教材費等については負担が必要になります。（非課税世帯については、一部例外あり）

幼稚園と保育園等の違い　Ｑ＆Ａ

Ｑ１　幼稚園と保育園の違いは何ですか？

Ａ１　『幼稚園』は、心身の発達を助長するための教育施設（学校）です。『保育園』は、保護者の労働等により、日中、家庭で保育できない児童を保護者に代わって保育する児童福祉施設です。主な目的が教育であるか、保育であるかの違いとなります。

また、教育と保育の両方を行う『認定こども園』という施設もあります。

各施設の詳細については、以下のページをご参照ください。

幼稚園　⇒　７ページ～
認定こども園　⇒　２７ページ～
保育園等　⇒　３３ページ～

Ｑ２　それぞれの施設は何歳児クラスから通えますか？

Ａ２　保育園等および認定こども園の保育利用は、施設によって通所可能年齢は異なりますが、一番早くて月齢２か月から通うことができます。

幼稚園および認定こども園の教育利用は、３歳児クラス（年少）から通園可能です。また、施設によっては２歳児クラスに該当する、満３歳になったお子さんも通園可能ですので、詳しくは各施設にお問い合わせください。

Ｑ３　幼稚園に通える年齢になるまで、保育園等に通わせることはできますか？

Ａ３　可能です。受け入れが２歳児クラスまでの保育園・小規模保育施設等もあります。また、就学前まで在所が可能な保育園につきましては、退所の手続き後、途中から通うことも可能です。

Ｑ４　働いていないのですが、どの施設でも利用できますか？

Ａ４　幼稚園および認定こども園の教育利用であれば利用できます。

保育園等は、労働等の保育の必要な事由（３４ページ参照）に該当していないと利用できません。

Ｑ５　幼稚園と保育園等では、開所時間が異なりますか？

Ａ５　幼稚園も保育園等も、開所時間は施設によって異なります。保育園等の開所時間は７時から１９時までとなり、それ以降の延長保育を実施している施設もあります。幼稚園は一般的に１０時から１４時までとなりますが、朝と夕方の預かり保育を実施しています。

Ｑ６　各施設の利用申込先はどこですか？

Ａ６　幼稚園および認定こども園の教育利用は、直接各施設へお申し込みください。

保育園等は、朝霞市保育課までお申し込みください。

Ｑ７　幼稚園は夏休みも開所していますか？

Ａ７　幼稚園には夏休みや冬休み等がありますが、長期休暇中におきましても預かり保育を実施している幼稚園もあります。詳しくは各幼稚園にお問い合わせください。

なお、認定こども園の教育利用者についても、夏休み等の長期休暇があります。

幼稚園のご案内

（令和8年4月1日予定）

入園の申込み等は各幼稚園へお問い合わせください。

幼稚園入園の流れ

ここでは、新制度に移行した幼稚園とそれ以外（従来どおりの運営）の幼稚園の入園の流れをご案内します。入園を希望する幼稚園により、下記フローチャートのとおり手続きが異なります。

教育・保育給付認定を受ける必要がある幼稚園

左記以外の幼稚園
※朝霞市内の幼稚園はすべてこちらです

↓

申し込み（希望する幼稚園に直接お申込みください。）
（10月15日以降願書配布・11月１日以降願書受付）

↓

入園内定（幼稚園から内定を受けます。）

↓

1号認定の申請
（園に教育・保育給付認定申請書を提出してください。）

新1号・新2号認定の申請
（園に施設等利用給付認定申請書を提出してください。）

↓

支給認定証の交付
（市から交付します。）

給付認定通知書の交付
（市から交付します。）

↓

利用契約の締結・入園（幼稚園との利用契約となります。）

↓

利用者負担額（保育料）は無償
※5ページ参照

月額 25,700 円まで無償
※5ページ参照
入園料・保育料等については、各幼稚園にお問い合わせください。

市内幼稚園一覧（令和7年4月1日現在）

園名	所在地	電話
朝霞幼稚園	幸町 3-5-16	463-7915
菩提樹の森幼稚園	膝折町 1-16-17	461-0240
さいか幼稚園	西弁財 1-6-17	461-6039
あさか台幼稚園	根岸台 7-2-6	461-6753

園名	所在地	電話
根岸幼稚園	根岸台 4-8-38	461-7112
朝霞花の木幼稚園	田島 1-12-1	456-0055
朝霞なかよし幼稚園	北原 2-7-16	472-5739
朝霞たちばな幼稚園	宮戸 3-7-1	473-8787

※　各幼稚園のご案内については、10ページ以降をご覧ください。

幼稚園の預かり保育について

市内各幼稚園では、以下のとおり預かり保育を実施しています。利用方法など詳細については、各幼稚園に直接お問い合わせください。

	実施時間(平日)	料金(平日)	長期休業等
朝霞幼稚園	早朝　7:30～9:00 延長　保育終了～15:30 15:30～18:00 18:00～19:00	早朝　600 円 延長　600 円 15:30 以降 30 分ごとに 200 円追加 18:00 以降　1000 円	夏休み　7:30～19:00 冬休み　7:30～19:00 基本　9:00～15:00 2,000 円 早朝保育　別途料金有 延長保育　別途料金有
菩提樹の森幼稚園	朝預かり　8:00～8:30 午後　14:00～18:00	朝預かり　200 円 午後　1 時間 300 円 月極　12,000 円	夏休み･冬休み･春休み 8:00～18:00 1時間300円 ※お盆、年末年始期間中なし ※事前申込制 ※定員35名
さいか幼稚園	早朝　7:30～9:00 延長　14:00～19:00	早朝　600円 延長　500円(16：00 まで) 16：00以降料金が追加となります。 ※卒園生の小学 1･2年生放課後の預かりを実施(平日のみ)	夏休み･冬休み･春休み 8:00～18:00 基本　9：00～14：00 2,000 円 早朝保育　別途料金有 延長保育　別途料金有
あさか台幼稚園	保育終了～17:30	1 回 700 円	夏休み･冬休み･春休みに実施 ※詳細は園にお問い合わせください。
根岸幼稚園	早朝　7:30～8:30 午後　14:00～18:30	早朝　30 分 100 円 午後　30 分 100 円	夏休み･冬休み･春休み 7:30～18:30 平日と同様30分100円
朝霞花の木幼稚園	一日　14:00～18:00 午前　11:00～18:00	1 時間 400 円 ※新 2 号認定の場合(平日) 最初の 2 時間まで 450 円 その後 1 時間 200 円	土曜日･夏休み･冬休み･ 春休み　8:00～18:00 1 時間 400 円 ※新 2 号認定の場合(長期休業) 最初の4時間まで 450 円 その後 1 時間 200 円 ※行事の準備および職員研修等で預かり保育を行わない日もあります。
朝霞なかよし幼稚園	14:30～18:00	1 時間 300 円	夏休み･冬休み･春休み 1 時間 300 円
朝霞たちばな幼稚園	一日　14:15～18:30 午前　11:30～18:30	一日 1 回 500～800 円 午前 1 回 1,500 円	夏休み･冬休み･春休み 7:30～18:30 1 回 2,000 円 年間契約　月極 17,000 円

※　預かり保育利用料の補助を受けるには、利用日よりも前に新2号認定を受ける必要があります。新2号認定を受けるための保育の必要な事由(育児休業を除く)については、34 ページをご覧ください。

学校法人南武学園

朝霞幼稚園

所在地　〒351−0015　朝霞市幸町3−5−16
連絡先　電話 048−463−7915

ホームページ

創立年月日	学級編成	満3歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	合　計
昭和26年3月17日		1クラス	2クラス	2クラス	2クラス	7クラス

バス送迎	あり	昼　食	●給食：週2回とお弁当：週3回 ●給食：週5回　の選択制

園の特徴

《未来への基礎教育の架け橋》

知・・・ 多くのことを提供することにより、知識を広め、さまざまな事柄に対処し、考え方を実行に移すことが可能になります。

能・・・ さまざまな取組みにおいて、能力及び想像力を発揮し、未来への取組みを可能にします。

体・・・ たくさんの遊びと運動を通じ、バランスのとれた身体、健康で健全な心を身に付けた人間を築きます。

心・・・ 物事を多面にわたり知る事で、思いやり・創造・表現を豊かにし、偏った考えをなくして、真の心を育てます。

教育目標

「強く、優しく、美しく」
愛する心と、愛される人間性を育む

1. 遊び・保育を通して人・物に対して、思いやり・優しさの心を育てます。
2. 集団生活においてルール・言葉づかい・挨拶・誰とでも仲良く遊ぶ心を育てます。
3. 園内外保育において、自然等々を観察し、創造性豊かな工夫の目を育てます。
4. 運動で健やかな体力作りに心がけ、音楽･絵画を通して、のびのびとした表現力を育てます。
5. 国際社会を見据えて、英会話力の充実を図っております。

主な年間行事

- 4月 ●入園式 ●進級式
- 5月 ●授業参観
- 6月 ●プール開き
- 7月 ●My Favorite Show①（お遊戯会）●サマースクール ※任意参加のお泊まり保育 年長
- 8月 ●幼稚園例祭
- 9月 ●遠足
- 10月 ●野菜収穫
- 11月 ●作品展 ●防災訓練（引取訓練）
- 12月 ●My Favorite Show②（お遊戯会）
- 1月 ●交通安全教室
- 2月 ●節分
- 3月 ●防災訓練 ●SportsDay（運動会）●卒園式 ●終了式

1日の流れ

【月曜～金曜】

9：00	徒歩及びバス登園・外遊び
9：50	朝の会
10：00	活動（運動・英語・教材等）
11：30	自由遊び
12：00	昼食
13：00	活動（運動・英語・教材等）
13：30	帰りの会
14：00	降園

【休園日】

土曜・日曜・祝日・開園記念日
夏休み（７月下旬～８月末日）
冬休み（12月下旬～１月上旬）
春休み（３月下旬～４月上旬）

預かり保育

【保育のある平日に実施】

実施時間　早朝保育　7：30～9：00（料金　６００円）
　　延長保育　保育終了後～15：30（料金　一律６００円）
　　15：30～18：00（料金　+30分ごとに２００円ずつ追加）
　　18：00～19：00（料金　1,０００円）

【土曜日に実施】無し

【夏･冬休み】7：30～19：00　基本料金　9：00～15：00（料金 2,000円）※早朝･延長別途有

令和８年度納付金・費用

【入園時】

入園料	100,000円
入園受付料	3,000円
施設拡充費	15,000円
願書代	500円
洋品、保育用品（一式）	約70,000円

【入園後】

保育料月額※原則年間一括	
（3歳児）	30,000円
（4歳児）	30,000円
（5歳児）	30,000円
給食費※原則年間一括	1食×550円（令和7年度実績）
消耗教材費月額	800円
送迎バス代月額（利用者のみ）	5,000円
保健衛生費月額	800円
冷暖房費	8,000円
行事費年額	約23,000円
卒園費用（年長園児のみ）	約20,000円

※保育料月額：25,700円/月まで無償。差額は保護者負担。

地　図

学校法人朝霞学園

菩提樹の森幼稚園

所在地　〒351−0014　朝霞市膝折町1−16−17
連絡先　電話 048−461−0240

ホームページ

創立年月日	学級編成	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	合　計
昭和27年4月8日		3クラス	4クラス	4クラス	11クラス

バス送迎	あり	昼　食	●給食：週3回　●お弁当：週2回

園の特徴

膝折の一乗院の境内に隣接し、松や桜、カシやナラの雑木林に囲まれた自然の中に園舎は建てられています。園庭には緑の芝生が生え、車道の喧騒から離れ、自然環境に恵まれています。

子どもたちが初めて出会う集団生活の場で、和顔愛語を信条とする教師とともに、ゆっくりたしかに子どもたちは育くまれます。さらには、お釈迦様が説かれ導いたみ教えを通して、み仏の子である幼児を心豊かでやさしい健やかな子どもに教え育くんでおります。一人一人の子どもたちの命を光り輝かせ、さらにすべての命有る生き物の生命を最も大事にすることを大切に取り組んでいます。

○幼稚園での主な活動

遊びを通した楽しい活動の中に、体を動かしたり、大好きな友達と関わったり、五感を刺激しあう中で、心身の発達を促すという重要な役割があります。

自ら自主的に進んで遊びを展開させることができるようになると、受け身ではない主体的な活動に参加するようになります。

●**朝の自由遊び**…遊びを選んだり工夫したりする時間

自分で好きな遊び、好きな友達を見つけて遊ぶ時間を大切にしています。子ども達の中で関心を持っている事をクラスの中で展開することも多くあります。また、友達のやり方を真似てみたり、新たに発見することがあったり、周りを意識することで自分と他者との違いを感じ集団への帰属意識が生まれます。

●**みんなで楽しむ時間**…クラスの活動や学年の活動、また同学年の枠を超えた活動

幼稚園の先生は自分のクラスだけの子どもと関わるのではなく、菩提樹の森幼稚園のすべての子どもと関わるようにしています。幼稚園の先生は遊びの伝道者でもあると思います。安全には当然配慮しますが、子どもたちと共に遊び遊ぶ楽しさを共有します。また、一方的な関わりにならないよう、子ども達が主体的に活動に取り組めるよう配慮しています。

●**健康**…基本的生活習慣を身に着け、行動、活動の見通しの持てる生活によって自立を促し、遊びを通して心身の発達を促す。

●**人間関係**…友達と一緒に活動する楽しさを味わい、自信を持って行動できるようになる。また、生活や活動に必要なルール約束事を知り、幼児期に必要な社会性の原点を養う。

●**環境**…周囲の自然や様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、自分たちの園生活や遊びに取り入れていこうとする力を養う。

●**言葉**…相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を身に着ける。また、自分の考えや意見を伝え合う中で、共感したり受容することを学ぶ。

●**表現**…感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現力を養い創造性を豊かにする。

幼稚園は子ども達が初めて通う学校です。

教育理念にもある、心身の健やかな成長と強い大きな心を育て、人として生きる力を養う場こそが菩提樹の森幼稚園です。

教育理念

心身の健やかな成長と強い大きな心を育てる。

教育方針

仏教の大慈大悲(だいじだいひ)の教えを基本に、学校教育法及び幼稚園教育要領に則り、幼児の心身の健全な発達の助長をめざす。

一　**人をたいせつにする子**　生命(いのち)を尊重し、正しさをみて絶えず進む子を育てる
二　**すすんで行動する子**　ものごとを自主的、創造的に考えていく子どもを育てる
三　**健康で朗らかな子**　心身ともに健康で、何事も最後までやり遂げる子どもを育てる

主な年間行事

- 4月　●入園式　●遠足
- 5月　●はなまつり　●親子ふれあいデー　●園外散歩
- 6月　●じゃがいも掘り　●パーティー
- 7月　●七夕集会　●お泊り会
- 8月　●施餓鬼会　●夏季保育　●地蔵盆夕べの集い
- 9月　●引き取り訓練
- 10月　●運動会　●さつまいも掘り　●秋遠足
- 11月　●パーティー　●七五三の集い
- 12月　●成道会生活発表会　●移動動物村　●おもちつき
- 1月　●観劇会
- 2月　●節分会　●さくひんてん　●涅槃会
- 3月　●お別れパーティー　●卒園式

＊毎月、誕生会・礼拝を行います

1日の流れ

【月曜～金曜】

8：30～ 9：00	徒歩通園園児順次登園
8：30～ 9：30	バス通園園児順次登園
8：30～ 9：00	衣服着脱、所持品整理 室内自由遊び
9：00～10：00	室内外自由遊び
10：00～11：30	挨拶　朝のお祈り　唱歌 各クラス活動
11：30～12：30	昼食
12：30～13：30	各クラス活動 絵本読み聞かせ等 降園の挨拶
14：00～	徒歩通園園児降園
14：00～15：30	バス通園園児降園

【休園日】
土曜・日曜・祝日
夏休み（7月下旬～8月末日）
冬休み（12月下旬～1月上旬）
春休み（3月下旬～4月上旬）

預かり保育

【保育のある平日に実施】
朝預かり保育　8：00～8:30　200円
午後保育(実施時間　14:00～18:00)(料金300円／時間　月極12,000円)

【土曜日に実施】無し
夏休み、冬休み、春休みの長期預かり保育実施
8：30～16:30　300円／時間　＊お盆、年末年始期間中は無し
＊事前申込制 ＊定員35名

令和８年度納付金・費用

【入園時】

入園料	年中・年長	30,000円
	年少	60,000円
入園受付料		3,000円
制服・体操着・カバン等一式		42,000円

【入園後】

保育料月額	年中・年長	25,700円
	年少	27,700円
給食費月額		3,500円
教材費月額		約1,500円
送迎バス代月額		4,200円
冷暖房費月額		600円
保護者会会費年額		4,000円/年
絵本代月額		840円

※保育料月額：25,700円/月まで無償。差額は保護者負担。

地　図

学校法人南武学園

さいか幼稚園

所在地　〒351−0021　朝霞市西弁財1−6−17
連絡先　電話 048−461−6039

ホームページ

創立年月日	学級編成	満3歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	合　計
昭和40年4月1日		2クラス	3クラス	2クラス	2クラス	9クラス

バス送迎	あり	昼　食	●給食：週3回　●お弁当：週2回（パン購入可）

園の特徴

～おおきくなあれ　きらきらの芽～

無限大の可能性にあふれた子どもたち。

ひとりひとりのすてきな花を咲かせるために、大切な時期であるこの幼児期に、多くのことを感じ体験することのできるバランスのとれた環境づくりを目指しています。きらきらとした個性を大切に育んでいきたいと考えています。

教育目標

自然活動や運動、遊びを通じて、
快活で健康な身体とのびのびとした心を育てます。

1. 丈夫な身体をつくり、健康・安全に対する心を育てます。
2. 集団生活の中で、きまりを守り、だれとでも楽しく遊べる心を育てます。
3. 自然の中で観察・工夫・優しさなどの心を育てます。
4. あいさつ・言葉づかいが正しくできる心を育てます。
5. 音楽・絵画・運動を通して、のびのびとした表現と豊かな創造性を育てます。

主な年間行事

- 4月 ●入園式 ●親子遠足
- 5月 ●田植え ●内科・歯科検診
- 6月 ●保育参観
- 7月 ●夕涼み会 ●学期末ゆうぎ会 ●サマースクール
- 8月 ●彩夏祭（鳴子踊り参加）
- 9月 ●大根種まき ●稲刈り
- 10月 ●幼稚園祭 ●いもほり ●秋の遠足
- 11月 ●大根収穫 ●運動会
- 12月 ●音楽発表会
- 1月 ●防災訓練
- 2月 ●豆まき
- 3月 ●学年末ゆうぎ会 ●卒園式 ●終了式

1日の流れ

【月曜～金曜】

9：00～ 9：15	登園
9：30～11：30	一斉保育 外遊び
11：45～12：45	昼食
12：45～13：30	自由遊び
14：00	降園

【休園日】

土曜・日曜・祝日・開園記念日
夏休み（7月下旬～8月末日）
冬休み（12月下旬～1月上旬）
春休み（3月下旬～4月上旬）

預かり保育

【保育のある平日に実施】
朝の預かり保育 （実施時間 7:30～ 9:00）※預ける時間により料金は変わります。
午後の預かり保育 （実施時間 14:00～19:00）※迎え時間により料金は変わります。

【夏・冬・春休みに実施】
あり 8:00～18: 00 ※預ける時間により料金は変わります。
※幼稚園の指定する日に実施

【小学1･2年生放課後の預かりあり（平日のみ）**】** ※卒園児に限ります

令和８年度納付金・費用

【入園時】

入園料	100,000円
入園受付料	3,000円
制服･体操着･カバン等一式	約50,000円
保育用品代	約15,000円
保健衛生費	6,000円

【入園後】

保育料月額	
（満3歳児）25,700円（保護者負担 0円）	
（年少～長）30,000円（保護者負担 4,300円）	
給食･パン（1食分）※食べた数で請求	400円
教材費月額	1,000円
送迎バス代月額（利用者のみ）※兄姉割引有	5,000円
施設設備費月額	1,500円
冷暖房費年額	8,000円

※保育料月額：25,700円/月まで無償。差額は保護者負担。

地 図

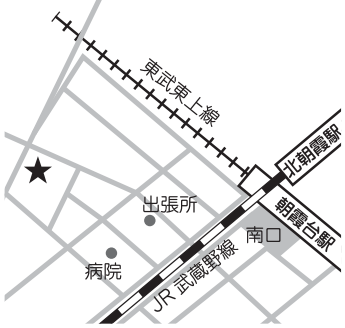

北朝霞駅･朝霞台駅徒歩５分

学校法人泰成学園

あさか台幼稚園

所在地　〒351−0005　朝霞市根岸台７－２－６
連絡先　電話 048−461−6753

ホームページ

創立年月日	学級編成	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	合　計
昭和40年4月1日		4クラス	4クラス	4クラス	12クラス

バス送迎	あり	昼　食	●給食：週3回　●お弁当：週2回

園の特徴

働いていても、我が子に「幼児教育」を受けさせたい！

幼稚園は子ども達が最初に経験する「学校」です。

学校ですから学年と学級（クラス）があり、「教育」を中心に据えて日々の保育が計画されます。幼稚園では日々の生活と遊びの中に、自然な形で教育的な要素が組み込まれています。幼稚園生活で、子どもらしい心情を育み、物事に積極的に取り組む意欲を育て、人や社会との関わり方を身につけていくことで、将来にわたり必要となる学びの土台を築きます。

「働いているので、幼稚園は難しい…」と諦めていませんか？幼稚園でも年間200日以上の預かり保育を行っています。フルスペックの長時間保育はありませんが、そこにはお子さん中心の教育環境があります。ご家庭で子育てをされる保護者はもちろん、お子さんとの時間を大切にしながら、子育てと仕事の両立を目指されている保護者の方も、ぜひ幼稚園を考えてみてください。

保育室から一歩踏み出すだけで、お子さんのためだけの緑豊かな教育環境が整えられていて、思いっきり遊ぶことが出来る。子どもらしく過ごせる幼児期を、愛情を持った保護者の方と、真剣に子ども達に向き合う教師集団とで作っていきたいと努力しています。

教育目標

「よくみ　よくきき　よくかんがえる」が本園の教育目標です。

興味や関心をもってとりくめる、上手に話が聞ける、自分なりの考えがもてる、そんな子に育ってほしいとねがい、日々の保育を組み立てています。

幼児期は、五感を刺激するリアルな体験を沢山することが大切です。あさか台幼稚園では、四季を意識しながら豊かな経験ができるよう、一つ一つの活動を丁寧に行うことを心がけています。

そして「のびのび」の向こう側をめざします。

幼児期の遊びはとても大切です。しかし「のびのび遊ぶ」だけでいいのでしょうか。日々の豊かな経験とけじめある生活をとおして、小学校からはじまる学習にスムーズに対応できるだけでなく、学び続けることが大切になった時代に生きる子ども達に、生涯にわたり役立つ態度と習慣を身につけてもらいたいと考えています。

主な年間行事

1学期
- 入園式
- 小運動会
- 園外保育
- じゃがいもほり
- 音楽会
- 個人面談
- 夏季保育
- お泊まり保育

2学期
- 秋の遠足
- 運動会
- 園外保育
- さつまいもほり
- もちつき
- クリスマス会

3学期
- 作品展
- お別れ遠足
- 豆まき
- お別れ会食会
- 卒園式
- 親子観劇会

1日の流れ

【月曜～金曜】

8：30～	登　園
	着替え・整理
	自由遊び
10：00～	朝の活動
	その日の主活動
11：30～12：30	昼　食
12：30～14：00	自由遊び
	帰りの支度
14：10～15：30	降　園

※登園・降園の時間は通園方法（徒歩あるいはバス通園）により異なります。

【休園日】

土曜・日曜・祝日
夏休み（7月下旬～8月末）
冬休み（12月下旬～1月上旬）
春休み（3月下旬～4月上旬）

預かり保育

【保育のある月曜から金曜日に実施】

実施時間　保育終了から17:30まで（1回 700円）　※新2号認定の方は市より450円の補助があります

【夏休みに実施】あり
【冬休みに実施】あり
【春休みに実施】あり

※詳細は園にお問い合わせください

令和８年度納付金・費用

【入園時】

入園料	（3年保育）	73,000円
選考料		3,000円
施設維持費		10,000円

【その他】
- 夏冬制服
- 保育用品・月刊絵本
- 年間教材費など一式で 約60,000円

【入園後】

保育料月額	（3年保育）	29,500円
	（保護者負担	3,800円）
給食費月額		2,900円
バス協力費月額	（利用者）	4,000円
母の会費月額		200円
冷暖房費年額		6,000円

※2年保育については園にお問い合わせください

※保育料月額：25,700円/月まで無償。差額は保護者負担。

地　図

学校法人根岸学園

根岸幼稚園

所在地　〒351−0005　朝霞市根岸台４−８−38
連絡先　電話 048−461−7112

ホームページ　インスタグラム

創立年月日	学級編成	満3歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	合　計
昭和41年		1クラス	2クラス	2クラス	2クラス	7クラス

バス送迎	あり	昼　食	●給食：週3回とお弁当：週2回 ●給食：週5回　の選択制

園の特徴

豊かな自然の中、蝶や虫を追いかける子どもたち。グランドを走り回り、サッカーに興じる子どもたち、ここが子どもたちのワンダーランドであって欲しいと願っています。樹齢100年を超えるであろうゼルコバをシンボルツリーに、歌声が流れ、笑顔のあふれる子どもたちの園。

園庭から見た園舎

青空教室

合唱連盟演奏会へ参加

生活発表会

手すき和紙による証書作り

ゼルコバ合唱会

教育理念

子どもはだれもがよいところを持っている。子どもは自ら成長する力や自らが成長したいと想う気持ちを持っている。
それらを認め、自己成長を援助するのが幼児教育の本質と考える。

教育方針

子どもたちの自己成長を実現するために適切な環境を整備し、子どもたちの主体的な活動を通して、心身の発達を促す。

①自然環境　②人的環境　③物的環境

主な年間行事

- 4月 ●入園式 ●たけのこ狩り(年長)
- 5月 ●青空教室 ●園外保育 ●避難訓練 ●視力検査
- 6月 ●プール開き ●キッズベルコン(年長) ●歯科検診 ●ジャガイモ掘り
- 7月 ●お泊り保育(年長) ●カレーパーティー ●夏祭り ●スイカ割り
- 8月 ●ぶどう狩り
- 9月 ●避難訓練 ●敬老会合唱披露(年中)
- 10月 ●運動会 ●バスハイク ●青空教室
- 11月 ●合唱連盟演奏会(年長) ●七五三お宮参り ●やきいも大会 ●消防署見学(年長)
- 12月 ●作品展 ●クリスマス会
- 1月 ●餅つき体験 ●人形劇
- 2月 ●節分豆まき ●みかん狩り ●生活発表会
- 3月 ●卒園式(年長) ●お別れ遠足(年長) ●お別れ会 ●サンドイッチパーティー

1日の流れ

【月曜～金曜】

8：30～10：00	随時登園・自由遊び
10：00～11：30	一斉保育
11：30～12：30	昼食
12：30～13：00	自由遊び
13：00～13：30	降園準備･絵本読み聞かせ
14：00～15：00	随時降園

【休園日】

土曜・日曜・祝日
夏休み（7月下旬～8月末）夏季保育あり
冬休み（12月下旬～1月上旬）
春休み（3月下旬～4月上旬）

預かり保育

【保育のある平日に実施】
早朝保育（実施時間　7:30～ 8:30）（料金　100円/30分）
午後保育（実施時間 14:00～18:30）（料金　100円/30分）

【夏休みに実施】あり
【冬休みに実施】あり
【春休みに実施】あり
（料金　平日と同様 100円/30分）

令和８年度納付金・費用

【入園時】

入園料	60,000円
入園受付料	3,000円
施設維持費	10,000円
制服・体操服・カバン等一式	40,000円～50,000円

【入園後】

保育料月額	(満3才･年少)	28,000円
	(年中･年長)	26,000円
給食費月額	食べた回数×380円	
教材費月額	(年少)	920円
	(年中･年長)	1,020円
園バス維持費月額		4,500円
冷暖房費年額		6,560円

※保育料月額：25,700円/月まで無償。差額は保護者負担。

地　図

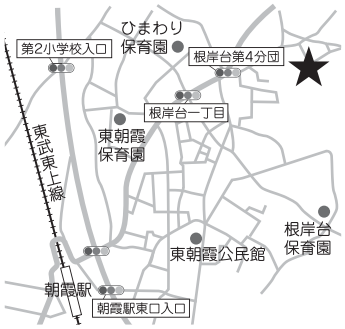

学校法人朝霞花の木学園

朝霞花の木幼稚園

所在地　〒351−0032　朝霞市田島1−12−1
連絡先　電話 048−456−0055

ホームページ

創立年月日	学級編成	満3歳児	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	合　計
昭和41年3月4日		1クラス	2クラス	2クラス	2クラス	7クラス

バス送迎	あり	昼　食	●給食：週5回

園の特徴

初めての集団生活の中で、様々なできごとに出会う子ども達と常に目線を一緒にして、不安なときには安心してもらえるように心をつくし、嬉しいときはその喜びを広げていくことを私たちは心がけています。

「ありがとう」「ごめんね」を心から言うことのできる素直な心と「なんだろう?」から好奇心を育て、子どもたちと一緒に楽しみ、子どもたちを力いっぱい抱きしめ、心から可愛がります。

全面人工芝の広い園庭で（1,700㎡）遊び駆けまわることで自然に体力がつくよう、毎日いっぱい遊んでいます。

お盆、年末年始、幼稚園行事に伴いお預かり保育を行わない日もありますが、土曜日と長期休みもお預かり保育を8：00から18：00まで行うことで、お仕事をお持ちのママさんへの応援ができたら…と思っています。

おいしい体験

絵本がいっぱい

いっぱい遊ぼう!

教育目標

元気よく遊ぶ子ども …… たくさんのお友達と大きなお庭を力いっぱい走り回って遊び、担任の指導による体操の時間に運動の楽しさを学びます。

思いやりのある子ども …… 異年齢のお友達と一緒にいる時間から、優しい気持ちを育み動植物と触れ合う中で命をいたわる気持ちを大切にします。

一所懸命がんばる子ども … クラスでの活動や行事の時にみんなで頑張りあうことを経験し、協力することや、物事に真剣に取り組むことのすばらしさを知ります。

主な年間行事

- 4月 ●入園式 ●クラス懇談会 ●年少親子交流会
- 5月 ●こどもの日の集い ●内科歯科検診 ●お泊り保育(年長)
- 6月 ●遠足(年中･年長) ●親子参観 ●お店屋さんごっこ
- 7月 ●七夕の集い ●夕涼み会 ●個人面談
- 8月 ●夏期保育(３日間)
- 9月 ●交通安全教室(朝霞警察)
- 10月 ●運動会
- 11月 ●お遊戯会→12月になることもあります。
- 12月 ●お餅つき ●クリスマス会 ●個人面談
- 1月 ●保育参観
- 2月 ●豆まき ●お別れ遠足(年長児)
- 3月 ●ひな祭りの集い ●お別れ会 ●卒園式

毎月お誕生日会を行いお菓子を食べます

1日の流れ

【月曜～金曜】

8：00～ 9：50	バスのお友達が登園
8：30～ 9：00	徒歩のお友達が登園
9：00～ 9：50	自由遊び
10：00～10：15	朝の会
10：20～12：00	クラスでの活動
12：00～	お昼ごはん（週５日給食）
12：45～13：25	自由遊び
13：25～13：50	お帰りの会
14：00～	降園

【休園日】

土曜・日曜・祝日・開園記念日・行事の代休
夏休み（７月20日～8月31日）
冬休み（12月21日～1月7日）
春休み（３月21日～4月7日）

預かり保育

【保育のある平日】

一日保育（14:00～18:00）(1時間400円)
午前保育（11:00～18:00）(1時間400円)
【土 曜 日】（ 8:00～18:00）(1時間400円)
【夏･冬･春休み】（ 8:00～18:00）(1時間400円)

行事の準備及び職員研修等で預かり保育を行わない日もあります。（一ヶ月前には園だよりでお知らせします）

新２号認定のご家庭は料金設定が異なります。

平　日：	最初の２時間まで	450円
	その後１時間あたり	200円
長期休み：	最初の４時間まで	450円
	その後１時間あたり	200円

（幼児教育無償化に伴い、1日450円が償還されます。）

令和８年度納付金・費用

【入園時】

入園料	70,000円
入園受付料	3,000円
施設費	20,000円
制服・体操服・カバン等一式	約60,000円

【入園後】

保育料月額	25,700円
３歳児特別諸経費	1,500円
給食費月額(全日給食)	4,300円
教材費･絵本代月額	0円
送迎バス代月額	4,400円

※通園バス代金は兄弟姉妹が同時通園の場合、1名のみの徴収とします。

冷暖房費月額	1,000円
行事費	2,000円

地　図

※保育料月額：25,700円/月まで無償のため、原則、保護者負担なし。（満３歳児も対象）

学校法人北朝霞学園

朝霞なかよし幼稚園

所在地　〒351−0036　朝霞市北原２－７－16
連絡先　電話 048−472−5739

ホームページ

創立年月日	学級編成	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	合　計
昭和49年3月20日		4クラス	3クラス	3クラス	10クラス

バス送迎	あり	昼　食	●給食：週５回（完全給食、牛乳込）

園の特徴

本園は、緑に囲まれたひろびろとした環境と充実した設備の中で、健やかな体作りとのびのびとした情操を養います。集団生活の中でこそ身につけられる「やるきとがまんとおもいやり」を園の教育方針とし、幼児期に出来ること幼児期にしかできないことを沢山経験させ、けじめのある心身ともに調和のとれた成長ができるよう心掛けています。

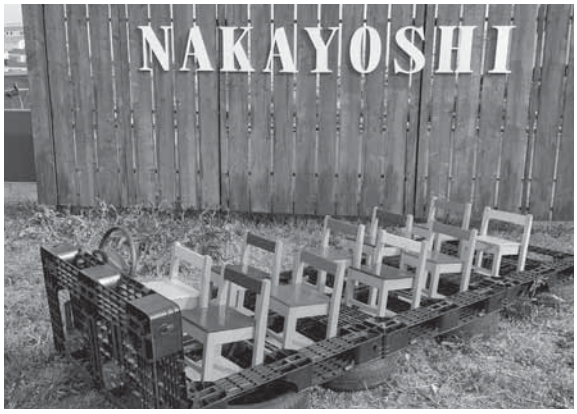

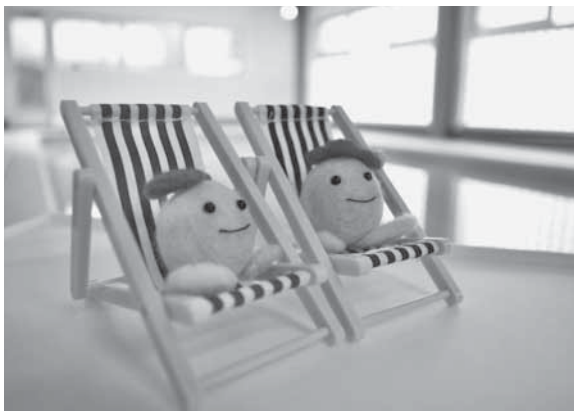

教育目標

文部省幼稚園教育要領５領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）の示す所に従い、「やるきとがまんとおもいやり」を教育方針としながら、幼児の心身の発達の実情に即して保育を実施しています。

主な年間行事

- 4月 ●保護者会●入園式●ならし保育●個人面談●対面式●プール安全祈願
- 5月 ●こどもの日お楽しみ会●保育参観引き渡し訓練●健康診断（内科・歯科）
- 6月 ●良い歯の子表彰●なかよし参観●英語参観（年長）●消火訓練
- 7月 ●七夕まつり ●お泊まり保育（年長）
- 8月 ●夏期保育 ●なかよし縁日
- 9月 ●観劇 ●体操参観 ●入園ガイダンス
- 10月 ●個人面談●次年度願書配布●運動会●さつまいも掘り●ハロウィンパーティー
- 11月 ●次年度入園願書受付・面接●交通安全、防犯指導 ●七五三のお祝い●新入園児採寸
- 12月 ●なかよし会●クリスマス会●おもちつき大会&相撲体験
- 1月 ●空手参観 ●お店やさんごっこ ●新入園児一日入園
- 2月 ●豆まき●バレンタイン●アクティブラーニング発表会（年長）●消火訓練
- 3月 ●ひな祭り●保護者会●お別れ遠足（年長）●お別れ会●卒園式

※月初に園内安全点検、月一回避難訓練を実施、毎月誕生会を開催

1日の流れ

【月曜～金曜】

8：00～ 9：30	順次登園
10：00～	朝の活動
	一斉保育　主活動
	昼食
	クラスの時間
	帰りの活動
14：00～	順次降園

【休園日】

土曜・日曜・祝祭日 ※お盆期間は休園
夏休み（７月下旬～８月下旬）
冬休み（12月末～１月上旬）
春休み（３月下旬～４月上旬）

預かり保育

【保育のある平日に実施】
実施時間　14:30～18:00（料金1時間300円）

【土曜日に実施】 なし
【夏休みに実施】 あり　（料金1時間300円）
【冬休みに実施】 あり　（料金1時間300円）※長期休業中も給食の提供あり
【春休みに実施】 あり　（料金1時間300円）

※令和7年度の実績です

令和８年度納付金・費用

【入園時】

入園選考料	3,000円
入園料（後日振込み）【3年保育】	60,000円

※上記費用は令和７年度の実績です。

【入園後】※令和７年度の実績です。

保育料月額（※専門指導員による正課体操・空手・英語・スイミングを含む）	1年保育	28,000円
	2年保育	28,000円
	3年保育	30,000円
給食費	年中・長（1食長牛乳込）	410円
	年小（1食長牛乳込）	380円
バス協力費月額 ※バスのスポット利用もできます		4,000円
冷暖房費年額		6,000円
父母の会会費月額		800円
施設設備費		1,200円

※保育料月額：25,700円/月まで無償。差額は保護者負担。

地　図

学校法人朝霞たちばな学園

朝霞たちばな幼稚園

所在地　〒351−0031　朝霞市宮戸３－７－１
連絡先　電話 048−473−8787

ホームページ

創立年月日	学級編成	3歳児（年少）	4歳児（年中）	5歳児（年長）	合　計
昭和52年4月		3クラス	4クラス	4クラス	11クラス

バス送迎	あり	昼　食	●給食：週５回　●月に1日お弁当の日があります

園の特徴

＜のびのびと　個性豊かに元気な子＞

木々が大きく育つのは、太陽の光や水の恵みによるものであるのはもちろんですが若木にとっては目に見えない地下の根の張り具合が特に大切な条件です。暖かい南の方向にも、寒い北の方向にも、しっかりと根ざしてこそ大樹に育つのです。

教育もこれと同じで基礎教育の時代である幼稚園は特にこの根の部分に当たるわけです。

幼稚園は、さまざまな子供たちが集まってくる小さな社会であり、子供たちはこの集団生活の中で磨かれます。人生で初めて体験する集団生活の場として幼稚園教育が、いかにその後の人生に大きな影響を及ぼすか、はかり知れないものがあります。

「思いやりのある保育」これが朝霞たちばな幼稚園の目指すものです。よい環境・よい躾は幼児期にとっての基礎作りとなります。そこで本園は、集団生活の中で正しい習慣を身につけ、一人ひとりの能力を最大限に伸ばすことに努めます。どの子にもゆきわたる教育、伸びる教育を目指してがんばっています。今日の科学の進歩はめざましく、日進月歩というより日新日歩という感じさえします。新しい時代に向けて、希望ある幼年時代を体験させたいと願っております。

当園では園舎の前に園庭があり、各種遊具があります。その他、園舎の裏側には天然の芝生敷きの広い園庭と、さつまいも等を苗から育て収穫する「たちばな農園」があり、バッタなどの虫や降雪時の雪遊びなど自然と触れ合う機会もたくさんあります。運動会の練習や正課の体操を芝生敷きの園庭で行うことや、自由遊びの時間に走り回ったり寝転がったりすることもできます。

教育目標

<「遊び」を通して人間形成を>

幼児教育の中心は、「遊び」であると考えます。「遊び」ということは、勝手気ままに過ごさせることではありません。幼児は遊びの小さな集団の中で、「思いやり、協調性、忍耐心、創造力、自主性」等の（心）が育まれ、併せて 健康な身体も形成されていきます。ですから「遊び」は幼児にとってかけがえのないものなのです。

当園では、スムーズに小学校入学を迎えて学校生活が円滑に楽しく進んでいけるように基礎的な授業の受け方を、毎日の園生活で身につけることを目標としています。

幼児に最良な環境を用意し、個性を大切にしながら適切に導くよう日々努力をしています。

主な年間行事

- 4月 ●入園式
- 5月 ●園外保育
- 6月 ●保育参観 ●プール活動
- 7月 ●お泊り保育 ●プール開放
- 8月 ●プール開放 ●夏季保育 ●夏祭り
- 9月 ●避難訓練
- 10月 ●運動会
- 11月 ●おいもほり
- 12月 ●音楽発表会
- 1月 ●おもちつき
- 2月 ●避難訓練 ●お遊戯会
- 3月 ●卒園遠足 ●卒園式

1日の流れ

【月曜～金曜】

8：45～ 9：45	随時登園・自由遊び
9：45～10：00	片付・保育準備
10：00～12：00	保育時間
12：00～12：40	昼食
12：40～13：10	自由遊び
13：10～14：15	午後の保育
14：15～	降園

【休園日】

土曜・日曜・祝日・開園記念日
夏休み（7月21日～8月31日）
冬休み（12月21日～1月7日）
春休み（3月21日～4月7日）

預かり保育

【保育のある平日に実施】

一日保育 （実施時間 14:15～18:30）（料金一回500円～800円）
午前保育 （実施時間 11:30～18:30）（料金一回1,500円 給食･おやつ･駅への送り含む）

【夏休みに実施】 あり（実施時間 7:30～18:30）（料金一回 2,000円 給食･おやつ･駅への送り含む）
【冬休みに実施】 あり（実施時間 7:30～18:30）（料金一回 2,000円 給食･おやつ･駅への送り含む）
【春休みに実施】 あり（実施時間 7:30～18:30）（料金一回 2,000円 給食･おやつ･駅への送り含む）
年間契約の方 月極 17,000円

令和８年度納付金・費用

【入園時】

入園料（3年保育）	55,000円
入園料（2年保育）	30,000円
入園受付料	0円
制服･体操着･カバン･教材費等一式	約42,000円

【入園後】

保育料月額	25,000円
（年少組のみ）	25,500円
給食費月額	3,500円
送迎バス代月額	3,500円
冷暖房費年額	2,000円

※上記費用は令和7年度実績です

地 図

※保育料月額：25,700円/月まで無償のため、原則、保護者負担なし。

認定こども園のご案内

認定こども園　Q&A

Q1　認定こども園はどんな施設ですか。

A1　認定こども園は、幼児教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園両方の良さを併せ持った施設です。教育利用（1号認定）、保育利用（2号・3号認定）の各定員の範囲内で入所できます。1号認定枠には、保護者の労働等の「保育の必要な事由」が無くても入所できます。入所にあたっては、右表のとおり教育・保育給付認定が必要になります。認定の種類によって、利用時間や利用日が異なります。

Q2　保育園と認定こども園はどのような違いがありますか？

A2　保育園を利用するためには、保護者が働いていて家庭で保育ができないなどの「保育の必要な事由」を満たさなくてはならず、保護者の退職等により保育の必要な事由がなくなった場合には退所しなければなりません。一方で認定こども園は、3～5歳児クラスにおいて、1号認定（教育利用）の定員に空きがあれば、1号認定枠として引き続き在所することができます。

また、利用者負担額（保育料）の徴収方法が保育園とは異なります。保育園は市が保育料を徴収するのに対し、認定こども園は施設が直接徴収します。

Q3　1号認定と2号認定はそれぞれ違うクラスになるのですか？

A3　認定によってクラスを別々にする、ということはありません。

Q4　1号認定（教育利用）で在所していましたが、父母共に働くことになりました。2号認定（保育利用）に変更はできますか？

A4　認定こども園は1号認定（教育利用）、2号認定（保育利用）のそれぞれで定員を定めているため、保育利用するためには、保育所等利用調整の申請を行う必要があります。申請後、市が利用調整を行います。申請の方法や必要な書類は、保育園等の新規申請と同じです。36ページをご参照ください。

また、2号認定枠に空きがない場合は、1号認定枠のまま、預かり保育を利用しながら働くことも可能です。その際は施設にもご相談ください。なお、預かり保育の無償化の給付対象になるには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。

Q5　2号認定（保育利用）枠で在所していましたが、退職することになりました。1号認定（教育利用）枠に変更し、そのまま在所することはできますか？

A5　1号認定枠の定員に空きがある場合は、施設に申込みをすることで継続して利用することが可能です。在所施設にお問い合わせください。

Q6　1号認定（教育利用）の枠と2号認定（保育利用）の枠を併願することはできますか。

A6　併願も可能です。利用申請については、1号認定枠は園に、2号認定枠は市に、それぞれ申請が必要です。なお、認定は、2号認定として申請をしてください。

認定こども園の教育利用（1号認定）と保育利用（2・3号認定）の違いについて

	教育利用 1号認定	保育利用 2号認定・3号認定
教育・保育給付認定の区分	1号認定（満3歳以上）	2号認定（満3歳以上） 3号認定（満3歳未満）
	教育標準時間認定	保育認定（標準時間・短時間）
保育の必要な事由	不要	要
保育利用日・時間	月～金曜日 朝から昼すぎまで	月～土曜日 朝から夕方までのうち、保育の必要な事由が生じている時間
休園日	土曜・日曜・祝日・年末年始 春・夏・冬休み	日曜・祝日・年末年始
給食の有無 ・ 給食費	制度としては義務付けられていませんが、市内の2園では給食の提供があります。園で定めた給食費がかかります。	給食の提供があります。 3歳児以上は、園で定めた主食費・副食費がかかります。
利用者負担額	0円	0～2歳児：市が決定し園が徴収 （70ページ参照） 3～5歳児：0円
預かり保育（1号） ・ 延長保育（2・3号）	平日の教育時間以降の時間、春・夏・冬休み期間は預かり保育が利用できます。利用の際は別途料金がかかります。 ※施設等利用給付認定の新2号または新3号を受けている場合は、預かり保育の無償化の給付対象となります。（上限額あり）	労働等の理由により、認定された区分（標準時間・短時間）の保育時間外の利用が必要な場合は、開所時間の範囲で延長保育が利用できます。 利用には延長保育料がかかります。 （78～81ページ参照）
申請方法	直接園に申請し、園が選考を行います。申請締切日は園によって異なります。 （30～31ページ参照）	市に申請し、市が利用調整を行います。 申請方法は他の保育園等と同じです。 （36～41ページ参照）

各園の保育時間、申請締切日、給食費や預かり保育等の料金などは園によって異なります。
各園の紹介（30～31ページ）、「利用者負担額以外の保護者負担諸経費一覧」および「延長保育料・特別延長保育料一覧」（74～81ページ）をご参照ください。

社会福祉法人あさかたんぽぽ会　第二あさかたんぽぽこども園

☎ ０４８－４２３―８６３１

全体の保育目標

未来をいき抜く力と
共に生きるやさしさを育む。

いのちの育ちと食

食事の時間を楽しみ、食材に興味をもち楽しく食事をしながら、からだの健康と食べ物の関係を知る。

○所在地　大字溝沼１３３６番地の４

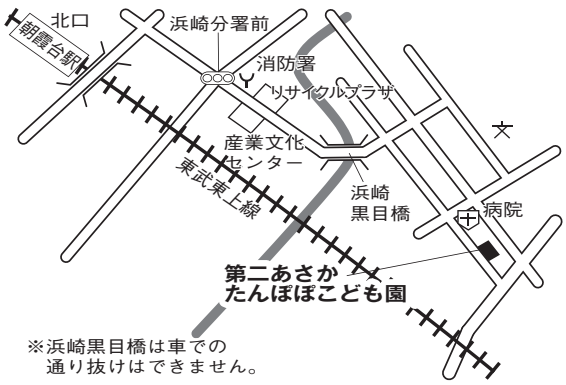

○園の特徴・年齢別保育目標

０歳児
【応答的な肌の触れ合いの時期】
・おんぶやだっこのゆるやかな担当制の中で、やりとりあそびを楽しむ。

１歳児
【応答的な手助けの時期】
・探索活動を十分し周囲の人や物への興味関心を広げ意欲へとつなげる。

２歳児
【応答的な伴走の時期】
・喜怒哀楽を十分表現し観察力を発見してあそびを広げていく。

３歳児
【応答的な見守りの時期】
・友だちとの関わりの中で保育士の仲立　ちにより相手の気持ちに気づき共感していく。

４歳児
【共感的な手助けの時期】
・友だちや集団でのあそびを通して、他人の存在や立場を知り、思いを共有しあい解決しようとしていく。

５歳児
【共感的な見守りの時期】
・生活のあそびの中で目標に向かって力を合わせて活動し達成感や充実感を味う。
・相手の気持ちを察しつつ自分で考えて判断する力を養う。

○その他
＜お願い＞
※０歳児は、１歳に誕生日までは、１８時までの降園をお願いします。
※０歳児は、１歳の誕生日月から土曜利用をお願いします。

＜地域子育て支援事業＞
・電話による子育て相談　火～木曜８：30～16：30
・親子でランチ　火～木曜９：00～14：00
※詳細は園にお問い合わせください

＜お知らせ＞
・１日保育士体験（保育参加）を行っています。
お父さんお母さんが、パパ先生ママ先生になって絵本の読み聞かせや、子どもとあそんだりして過ごします。
給食も一緒に食べます。

１号認定（満３歳児以上）

保育時間　9：00～13：00

休園日　土曜日、日曜日、祝日
夏休み（　７月２１日～８月３１日）
冬休み（１２月２１日～１月　７日）
春休み（　３月２１日～４月　７日）

預かり保育
預かり保育については、ご相談下さい。

園見学
９月以降電話にてお申し込み下さい。

４月入園願書
配布　令和７年１０月１６日（木）から
提出　令和７年１１月　４日（火）から
　　令和７年１１月１４日（金）まで
※新２号認定（就労等）をご希望の方はご相談下さい。

社会福祉法人あさか杏樹会　あさしがおかアンジュこども園

☎ ０４８－４７３－８６５０

○保育園の特徴

これからの未来を生きるために
必要なこと・・

☆たくさんの遊びやふれあいの中で、
　自分で考えて、自分で行動し、
　大切なことをきちんと伝えられるように・・
☆人や生き物や自然を大切にする中で、あふれる情報の中から、正しいことや自分に合った生き方を探していける人になりますように・・五領域と１０の姿に根差した保育・教育・・

こんな思いを強く持って、職員は頑張っています！

○所在地　朝志ケ丘３丁目７番４７号

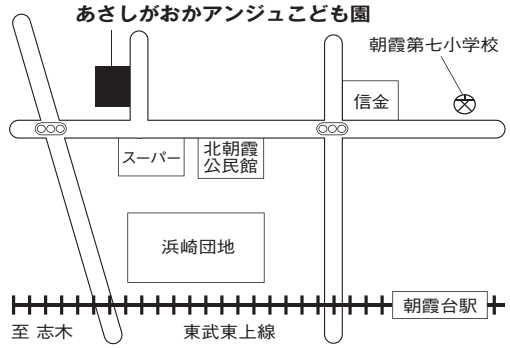

○保育内容

＊＊＊　ひとりひとりが輝くこども園　＊＊＊

小学校までに得意な分野を身につけよう

☆様々な体験の中から、お子様の“好き”なことを伸ばします！

○リズムや楽器に親しむ　　リトミック♪
○世界を手にする　　英語　ABC
○めざせオリンピック　　総合体育
○基本ステップばっちり　　ダンス
○リズムと楽器が大好き　　リトミック
○ひらがな、さんすう大好き　お勉強
○緑の芝生で自然観察　　博士 or 造形派

あさしがおかアンジュこども園では、色々なことに挑戦できます。
小学校までに、得意な分野を身につけ、自信をもって入学！！
私立小をお考えの方にも、運動分野が有利です。
卒園前に、BOA スポーツクラブのコーチからサッカーの指導もあり大好評です！

○給食

管理栄養士の献立による自園提供給食となります。
・離乳食後期食からの対応となります。
・アレルギーの対応食については、埼玉県所定の生活管理指導表をご提出ください。※アレルゲンの種類によっては対応できない場合もあります。

・宗教食には対応していません。
・みんな大好きアンジュの食育！
　園庭での野菜作りや調理を通して
　食材への興味と感謝
　　そして礼儀を学びます。

鯛の食育→

＃入園のお申し込みについて＃

☆保育枠２号・３号認定
　朝霞市にお申し込みとなります。通常の保育園申し込みと同様となります。
☆教育枠１号認定（就労は問いません。延長利用も可能。）
　こども園に直接申し込みとなります。
　※入園申込期間　R8.1/15～1/30
　　（HP から申請書をダウンロードできます）
　☆１号保育時間　平日８：30～１３：００
　　お休み　土・日・祝日、8/1～8/19、12/28～1/6、3/30～3/31
　延長保育料金　15：00～16：30　１時間 200 円
　　（他の時間帯は短時間認定と同じ料金）
　休園日のお預かり保育料金　　１日 1,000 円
　　※8/１２～8/15・１２/２９～1/4 を除いた日の受入れとなります。

○その他

・当園は小規模保育事業 A 型「プチアンジュ」の連携園となります。
　保育や行事等で連携を図っております。
・当法人下には、プチアンジュのほかに認可保育所・小規模保育事業 A 型・放課後児童クラブのほか、児童発達支援施設「アンジュコロレ」があります。
　私立・第五・第六・第七小学区の方は小学校低学年まで安心です！

☆1 歳のお誕生日の翌月から延長保育が利用できます。

※HP より、お気軽にお問い合わせください

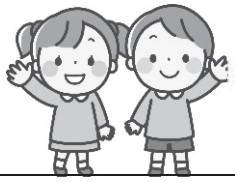

HP はこちらからどうぞ！

保育園等のご案内

1　保育の必要性の認定について

◆　**教育・保育給付認定**

「**幼稚園**（新制度に移行した施設のみ）」、「**保育園**」、「**認定こども園**」、「**地域型保育**」を利用するためには、保護者の居住する市区町村に申請を行い、「認定」を受ける必要があります。申請を受け付けた市区町村は、３つの区分による「認定」を行い、区分に応じて利用可能な施設が決まります。

<table>
<tr><th>認定区分</th><th>年齢</th><th>必要性</th><th>利用先</th></tr>
<tr><td>**１号認定**
（教育標準時間認定）</td><td rowspan="2">**満３歳以上**</td><td>**教育**を希望（１日当たり４時間程度）</td><td>**幼稚園**（新制度）
認定こども園（教育利用）</td></tr>
<tr><td>**２号認定**
（保育認定）</td><td rowspan="2">「保育の必要な事由」に該当し、
保育施設での**保育**を希望</td><td rowspan="2">**保育園**
認定こども園（保育利用）
地域型保育</td></tr>
<tr><td>**３号認定**
（保育認定）</td><td>**満３歳未満**</td></tr>
</table>

※　保育園と幼稚園を併願する場合には、２号認定として申請してください。

※　年齢によって認定区分が異なるため、３号認定は満３歳の誕生日の前々日が認定の期限となります。
なお、満３歳になることによる認定の切り替えの手続きは必要ありません。

◆　**保育の必要な事由（２号または３号）**

「**保育園**」「**認定こども園**（保育利用）」「**地域型保育**」（以下「**保育園等**」という。）を利用するためには、保護者が「**保育の必要な事由**」として以下のいずれかに該当することが必要です。

認定は、保育園等の申込みに必要ですが、**入所を約束するものではありません。**

事　由	内　　容	必要量※1	期　間
労働	常時※2仕事をしている場合	標準・短	事由に該当する間
妊娠・出産	母親が妊娠中または出産直後で、子どもを保育できない場合	標準・短	出産月および産前２か月、産後２か月の合計５か月間
疾病・障害	病気、負傷または心身に障害があるため子どもの保育ができない場合	標準・短	事由に該当する間
介護・看護	病気、負傷または心身に障害のある親族などがいるため、常時※2その人の介護または看護をしなければならない場合	標準・短	事由に該当する間
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合	標準・短	事由に該当する間
求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合	短	入所日から起算して９０日を経過する日の属する月の末日まで
就学・訓練	常時※2就学または職業訓練を受けている場合	標準・短	事由に該当する間
支援家庭	子どもへの虐待や配偶者からのDVのおそれがある場合	標準・短	事由に該当する間
育児休業	育児休業の取得時に既に保育園等を利用しており、継続利用が必要である場合	短	６８ページ参照
その他	市長が認める他の事由に類する状態にあるため、子どもの保育ができない場合	標準・短	事由に該当する間

※１　「必要量」については、右ページをご参照ください。

※２　「常時」とは、保育の必要な事由に要する時間が、月６４時間以上あることをいいます。

２　保育必要量の認定について

保育の必要な事由と併せて、保育の必要量を標準時間または短時間に認定します。

区分	労働等時間の基準	労働等時間	保育利用可能な時間
保育標準時間	主にフルタイム労働等	月１２０時間以上	１日当たり**１１時間程度**の利用 （月最大２９２時間）
保育短時間	主にパートタイム労働等	月１２０時間未満	１日当たり**８時間程度**の利用 （月最大２１２時間）

※　保育標準時間と保育短時間は利用時間のほか、利用者負担額が異なります。（７３ページ参照）

※　労働等時間が月１２０時間に満たない場合でも、保育短時間の保育時間外（「３　保育時間について」参照）の労働等を常態としており、延長保育料が発生する時間帯での利用が必要であると判断できる場合には、保育標準時間を希望することも可能です。保育課へご相談ください。

ただし、**保育園等を利用できるのは、保育の必要な事由に該当する時間に限ります。**

※　求職活動、育児休業の認定の場合、保育必要量は原則として「短時間」になります。

※　保育の必要な事由や必要量の変更がある場合は、**変更月の前月末までに**変更申請書を提出してください。

３　保育時間について

◆　**保育時間**

保育園等は、保育必要量の認定により、利用できる時間が異なります。

保育必要量	保育時間（一部の施設において異なる場合があります。）
保育標準時間	７：００～１８：００の間で保育が必要な時間
保育短時間	８：３０～１６：３０の間で保育が必要な時間

※　上記の保育時間外に保育園等を利用（延長保育）する場合、延長保育料が発生する施設があります。詳細は、「延長保育料・特別延長保育料一覧」（７８～８１ページ）を確認してください。

※　上記保育時間内の利用を保障するものではありません。実際の利用時間は、通勤時間や労働時間等の保育の必要な事由、お子さんの年齢や発達・健康状態等に応じて保育園等が決定することになります。なお、保育の必要な事由に該当しない日（仕事がお休み等）につきましては、原則、家庭での保育になります。

※　通勤時間や労働時間等により、さらに保育が必要となる場合、上記の時間以外でも保育園等の開所時間内であれば利用が可能なことがありますので、各保育園等にご相談ください。

◆　**０歳児の預かりについて**

０歳児の預かりについては、施設によって**保育必要量にかかわらず早めのお迎えをお願いしている**ことがありますので、あらかじめ各保育園等にご相談ください。

◆　**開所時間**

各保育園等の開所時間・曜日については、「市内保育園等一覧」（１４０～１４３ページ）をご覧ください。なお、一部の施設においては、土曜日の保育を行っていないのでご注意ください。

４　申請から入所までの流れ

①書類の準備

・申請に必要な書類は、世帯状況により異なります。４０～４１ページをご確認ください。
・施設により利用できる年齢（月齢）、保育時間、給食費、延長保育料金等が異なります。
※お子さんに合った保育園等をお選びいただくために、事前見学をして保育園等を確認しましょう。（任意）

②認定申請・利用申込み

・入所日は原則、毎月１日です。なお、３月は利用内定という結果はありません。
・保育園等と幼稚園を同時に申請する場合は、あらかじめ保育課および各幼稚園にお知らせください。
・朝霞市外の施設も市区町村によっては申込みできますが、あらかじめ、希望保育園等が所在する市区町村に申込方法や期限等をご確認ください。【５６ページ参照】

③認定・利用調整（書類選考）

・必要に応じて、家庭や職場などに調査・確認を行います。
・提出書類に基づき、児童ごとに保育認定を行います。【３４～３５ページ参照】
・利用希望に沿って、家庭の状況等から保育の必要度を指数化し、指数の高い方から順番に利用調整を行います。【６０ページ参照】

④認定証、利用調整の結果送付

・入所希望月の前月５日前後に利用調整結果を送付します。ただし、４月１次および２月利用調整は送付時期が異なります。
・利用調整結果と併せて、「支給認定証」を送付します（既に認定証を受けている児童を除く。）。
・利用保留となった場合、当該年度内は、入所希望月の翌月以降も引き続き利用調整を行います。なお、利用保留の通知は、当該申請の初回のみの送付となります。【６６ページ参照】

⑤こどもの面談（体験保育）

・利用調整の結果、「利用内定」となった場合、内定施設でこどもの面談を行い、集団保育の可否を確認します（転所内定者も面談を行います。）。
・面談だけでは集団保育の可否が判断できない場合、「体験保育」（２日間程度、保護者同伴）を実施することがあります。
・面談（体験保育）を受けられない場合や、面談等の結果、集団保育に適さないと判断された場合、保育士の加配、看護師が必要と判断された場合には、入所が保留になることや、利用内定施設には入所とならないことなど、入所が承諾されないことがあります。

⑥入所承諾等

・入所承諾書（保育園）または入所決定の通知（認定こども園・地域型保育）を送付します。

⑦入所説明会（利用契約）

・入所が決定された保育園等で入所説明会や利用契約を行います。
※保育園等によっては、子どもの面談時に併せて入所説明会を実施する場合があります。

⑧入所（利用開始）

・入所直後は、おおむね５日間のならし保育を行います。【６５ページ参照】
※お子さんの状況により延長する場合もあります。
・市または施設に支払う保育料（利用者負担額）を通知します。【７０ページ参照】

５　令和８年度利用調整（入所・転所）申請受付期間

入園日は毎月１日です（３月は利用内定という結果はありません。）。
書類の内容は原則申請締切日時点の情報に基づいて審査します。内容に変更が生じた場合は、申請内容の変更の届出が必要です。
提出書類が全て揃っていないと、受付や、指数への反映ができないことがあります。不足書類がないようご注意ください。
提出書類の内容に虚偽や重大な過失が認められた場合、入所後であっても入所を取り消します。

令和８年度４月１次申請　　**申請方法による選考の優劣はありません。**

○電子申請　１０月　１日（水）　～　１０月３１日（金）２３時５９分

・マイナポータル内「ぴったりサービス」にて受け付けます。
・申請には、「個人番号（マイナンバー）カード」および「ＩＣカードリーダーライタとパソコン」または「読み取り機能付きのスマートフォン」が必要です。
・申し込み内容に変更がある場合は、「利用調整（入所・転所）申請事項変更届出」の提出が必要です（電子申請での提出は**できません**。）。

○郵送受付　１０月　１日（水）　～　１０月１７日（金）（必着）

・窓口受付開始まで、窓口で令和８年度の申請書を記入することはできません。
・郵便料金が不足している郵送物は受け取りません。

【電子・郵送】不備修正締切日　令和７年１１月１２日（水）（必着）

・電子申請および郵送にて提出された申請に不備又は不足書類があった場合は、市から連絡を行います。修正締切日までに内容の不備等が修正された場合、４月１次入所申請として受け付けます。修正締切日を過ぎた後は、不備が解消された日の属する受付期間の利用調整から有効となります。
※不備の修正は、保育課から指定した内容に限ります。それ以外の修正・変更を行う場合は「利用調整（入所・転所）申請事項変更届出」の提出が必要です。なお、変更申請は市で受領した日が属する窓口受付期間（４月１次申請のみ郵送受付期間を含む。）の利用調整から反映します。

○窓口受付　１０月１４日（火）　～　１０月３１日（金）閉庁時間まで

※窓口受付に修正期間はありません。

・窓口は大変混雑いたします。来庁の際は時間に余裕をもってお越しください。
・開庁時間については、朝霞市ホームページをご確認ください。

令和８年度申請受付期間

入所月		受付期間※1	入所月	受付期間※1
4月	1次	前ページをご確認ください	9月	6月21日（日）～　7月17日（金）
	2次	11月　4日（火）～　2月13日（金）	10月	7月21日（火）～　8月20日（木）
5月		2月21日（土）～　3月19日（木）	11月	8月21日（金）～　9月18日（金）
6月		3月21日（土）～　4月20日（月）	12月	9月21日（月）～10月20日（火）
7月		4月21日（火）～　5月20日（水）	1月・2月	10月21日（水）～11月20日（金）
8月		5月21日（木）～　6月19日（金）	3月※2	11月21日（土）～　1月20日（水）

※1　郵送での申請の場合、昨今の郵便事情等を考慮し、**締切月の１５日消印までを有効（４月１次を除く）**といたします。ただし、消印日が１５日以後でも窓口締切日までに届いた郵便物については直近の利用調整での受付をいたします。（海外からの送付は、事前にご相談ください）

なお、郵便料金不足および郵送事故等によって書類が期間内に提出できなかった場合は、利用調整を受けることができません。

土、日曜日および祝日は電子申請のみの受付となります。

※2　３月入所は利用内定という結果はありません。

電子申請について

◆　申請ができる方

申請時点で朝霞市内に在住し、市内保育施設への入所を希望する方

以下の申請は、電子申請に対応しておりません。

・申請時点で朝霞市外に居住している方（転入予定含む）

・朝霞市外の保育施設も希望する方

・既に朝霞市内の保育施設に入所している場合の転所申請

◆　申請に必要なもの

・保育の必要な事由の証明書及びその他必要書類（４０ページ参照）

・個人番号（マイナンバー）カード

・「個人番号（マイナンバー）カードの読み取りができるスマートフォン」または「ＩＣカードリーダーライタ」

◆　注意事項

・申請には３０分程度かかる場合があります。途中で一時保存することができます。

・申請に必要な書類はデータでの添付が必要です。

・一度申請を完了すると、サービス上で申請内容の修正、不足書類の追加提出はできません。

・申請に不備があった場合は保育課から連絡します。締切日までにご対応いただけない場合は受理されないことがあります。

・申請後に家庭状況・就労状況・希望保育施設の変更が生じた場合は、保育課窓口で手続きが必要です。

・個人番号（マイナンバー）カードやマイナポータルアプリに関する問い合わせにはお答えできません。

６　クラス編成

◆　令和８年度クラス編成

クラス年齢は、毎年４月１日現在の満年齢によって決まります。年度途中で誕生日を迎えた後も、クラスの変更はありません。

クラス	生年月日	クラス	生年月日
０歳児	０歳児早見表参照	３歳児	Ｒ４．４．２ ～ Ｒ５．４．１
１歳児	Ｒ６．４．２ ～ Ｒ７．４．１	４歳児	Ｒ３．４．２ ～ Ｒ４．４．１
２歳児	Ｒ５．４．２ ～ Ｒ６．４．１	５歳児	Ｒ２．４．２ ～ Ｒ３．４．１

◆　０歳児入所可能月齢早見表

０歳児クラスの申請は、出産前に行うことも可能です。ただし、入所日時点で入所可能年齢に満たない場合は、内定取消しとなります。

入所月	２か月以上	８か月以上
Ｒ８．　４	Ｒ８．２．１以前※1生まれ	Ｒ７．　８．１以前生まれ
Ｒ８．　５	Ｒ８．　３．１以前生まれ	Ｒ７．　９．１以前生まれ
Ｒ８．　６	Ｒ８．　４．１以前生まれ	Ｒ７．１０．１以前生まれ
Ｒ８．　７	Ｒ８．　５．１以前生まれ	Ｒ７．１１．１以前生まれ
Ｒ８．　８	Ｒ８．　６．１以前生まれ	Ｒ７．１２．１以前生まれ
Ｒ８．　９	Ｒ８．　７．１以前生まれ	Ｒ８．　１．１以前生まれ
Ｒ８．１０	Ｒ８．　８．１以前生まれ	Ｒ８．　２．１以前生まれ
Ｒ８．１１	Ｒ８．　９．１以前生まれ	Ｒ８．　３．１以前生まれ
Ｒ８．１２	Ｒ８．１０．１以前生まれ	Ｒ８．　４．１以前生まれ
Ｒ９．　１	Ｒ８．１１．１以前生まれ	Ｒ８．　５．１以前生まれ
Ｒ９．　２	Ｒ８．１２．１以前生まれ	Ｒ８．　６．１以前生まれ
受入可能施設※2	民設民営保育園 認定こども園 地域型保育	公設公営保育園 公設民営保育園

※　保育園でも、２歳児クラスまでの園や、０歳児クラスの保育を実施していない園があります。

※1　「以前」とは、その日を含みます。（例）Ｒ８．２．１以前生まれ　⇒　Ｒ８．２．１生まれも含む

※2　公設公営保育園 … 市が設置し、市が運営している。（１２１～１２３ページ）
　　公設民営保育園 … 市が設置し、民間団体に運営を委託している。（１２０ページ）
　　民設民営保育園 … 民間団体が設置し、運営している。（１０２～１１９ページ）
　　地域型保育 … 民間団体が設置し、運営している。（１２７～１３９ページ）
　　認定こども園 … 民間団体が設置し、運営している。（３０、３１ページ）

7　申請に必要な書類

以下の必要書類を参考に、保育課保育係へ窓口または郵送で提出してください。
電子申請の場合、「保育の必要な事由の証明書」および「その他」に該当する書類をご用意ください。
なお、申請書類につきましては、朝霞市ホームページからダウンロードできます。

◆　**申請にあたっては「9　申請時の注意事項」を必ずご確認ください。**

種類	対象者	必要書類
申請書	全員	**教育・保育給付認定申請書兼利用調整申請書**（希望施設記入用紙含む）
		入所に関する確認票 および **重要事項確認票**
		個人番号（マイナンバー）届出書※4 および **同意書（利用調整関係）**
保育の必要な事由の証明書 ※1	労働（内定）している方	**就労証明書**
	上記に該当し、自営業の方	**就労証明書** および **自営であることが分かる書類** （直近年度の確定申告書等の写し または 開業届の写し および 直近１か月の収入が確認できる書類※2）
	病気や障害がある方	**診断書**（指定様式） または **障害者手帳等の写し**
	介護・看護をしている方	**被介護者の診断書**※3 または **障害者手帳、介護認定証等の写し** および **介護・看護状況申告書**
	求職中（起業準備を含む）の方	**求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書**
	出産予定の方	**母子健康手帳の写し**等 （出産予定日と母の氏名が確認できる書類）
	就学（内定）している方	**在学証明書（合格通知）の写し** および **時間割等の写し**
その他	申請時点で朝霞市外に住民登録がある方	**市外からの申請に関する確認票** および **令和７年度住民税（非）課税証明書**※5
	朝霞市に転入予定の方	**転入誓約書** および **建物売買（賃貸借）契約書等の写し**※6
	朝霞市外の保育園等の入所を希望する方	**市外施設を申請する際の確認票**
	生活保護を受給している方	**生活保護受給証の写し**
	離婚を前提に別居中の方	**離婚調停（裁判）を証明する書類**
	両親ともに外国籍の方	**外国籍の児童に関する確認票**※7
	お子さんを認可外保育施設や有償で別世帯の親族・知人等に預けている方	**保育室等在園証明書** （朝霞市指定家庭保育室月極利用者を除く）
	非自発的退職により求職中の方	**雇用保険受給資格者証の写し**
	保育士資格を持ち、朝霞市内の保育園等で保育従事者として労働（内定）している方	**保育士証の写し** または **保育士資格合格通知書の写し**
	上記に該当し、入所日から１年の間、継続して勤務することを誓約できる場合	**保育士継続勤務誓約書**
	幼稚園教諭免許を持ち、朝霞市内の幼稚園および認定こども園（幼稚園部分）で幼稚園教諭として労働（内定）している方	**幼稚園教諭免許状の写し** または **幼稚園教員資格試験合格通知書等の写し**
	放課後児童支援員資格を持ち、朝霞市内の放課後児童クラブで放課後児童支援員として労働（内定）している方	**放課後児童支援員認定資格証の写し** または **放課後児童支援員研修終了証の写し**
	保護者または同一世帯の親族が入院している方（出産・検査・短期除く）	現在、**入院中であることを確認できる書類**
	申請児童・保護者または同一世帯の親族が身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方	**身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し**
	ＤＶ等で住民票記載住所と異なる住所地を居所としている方	**居所登録情報届出書**

【注意事項】

・教育・保育給付認定申請および利用調整申請書類は児童１人につき、１部ずつ提出してください。
・保育の必要な事由の証明書については、父母および同一世帯の祖父母（入所希望年度の４月１日時点で７０歳未満の方）が対象です。
・個人番号・課税資料については、申請児童本人、父母および同一世帯・生計の祖父母が対象です。
・その他必要に応じて書類を求める場合があります。

※１　保育の必要な事由の証明書の有効期限は、証明日からおおむね３か月間とします。
※２　原則確定申告書の写しを提出してください。過去に確定申告をしたことがない場合のみ、開業届の写しと直近１か月の事業収入が確認できる書類（通帳の写しや領収書の写し）を提出してください。
※３　被介護者の診断書の様式は問いません。
※４　個人番号を用いて、利用調整に必要な税情報を取得しますが、令和７年１月１日時点で国外に居住していたなどの事由により、国内で令和７年度の課税がされていない場合は、併せて令和６年中の収入が確認できる書類（給与明細等）を提出していただく必要があります。（※５参照）
※５　令和６年１月１日から１２月３１日までの収入に対し翌年の令和７年度に課税された内容をいい、原則として令和７年１月１日時点の住民登録地で発行されます。なお、令和７年１月１日時点で国外に居住していたなどの事由により、国内で課税がされていない場合は、令和６年中の収入が確認できる書類（給与明細等）で代替できます。収入がなかった場合には、その旨を記載した申立書（様式不定）を提出してください。
※６　契約者、転入先の住所および物件の引渡日が記載されている書類の写しが必要となります。また、保護者のいずれかの親族等が居住している物件に転入する場合、居住者がその旨を記載した申立書を提出してください。
※７　住民登録上、両親ともに外国籍として登録されている方は提出が必要です。両親のうちいずれかが日本国籍の場合は提出不要です。

個人番号（マイナンバー）の記載および資料の提示・提出について

マイナンバー制度（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」）の実施により、下記の保育園等の利用申請関係書類に、申請児童本人、父母および同一世帯・生計の祖父母の個人番号を記載していただく必要があります。

①「教育・保育給付認定 申請書（様式第１号）」

②「教育・保育給付認定 変更申請書（様式第８号）」

③「個人番号（マイナンバー）届出書」（教育・保育給付認定申請書兼利用調整申請書に添付）

また、法令の規定により、他人のなりすまし等を防止するため、本人確認が必要となります。窓口で申請される方は、本人確認書類等の提示をお願いします。また、郵送で申請される方は、本人確認書類等の写しの提出をお願いします。

【提出対象者：申請児童本人、父母および同一世帯・生計の祖父母】

<table>
<tr><th>個人番号確認資料</th><th>本人確認資料</th></tr>
<tr><td>個人番号カード</td><td>なし（両面を添付してください）</td></tr>
<tr><td>個人番号通知カード</td><td rowspan="2">・顔写真付き身分証明書（以下のうち１点）
運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード 等
・身分証明書（以下のうち２点）
国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 等</td></tr>
<tr><td>個人番号が記載された住民票の写し</td></tr>
</table>

8　地域型保育の連携施設について

０～２歳児を対象とした小規模保育・事業所内保育等の地域型保育については、３歳児以降の受入れ先として、「連携施設」を設定することになっています。朝霞市では、設定されている施設と設定されていない施設があり、３歳児以降の取り扱いが異なります。

＜連携施設設定状況＞　　**令和７年９月現在**

施設名	連携施設名	３歳児以降取り扱い	１００点加点対象
めぐみ保育室	元気キッズ第二朝霞根岸台園	連携施設進級※1	
さくらんぼ保育室	なし	新規申請	○
しらとり保育室	元気キッズ第二朝霞根岸台園	連携施設進級※1	
さつき保育園	けやき保育園	連携施設進級※1	
エルアンジュ	あさかだいアンジュ保育園	連携施設進級※1	
フェリーチェ朝霞園	朝霞なかよし幼稚園	連携施設進級または新規申請	○
ちゅうりっぷ園仲町	朝霞たちばな幼稚園	連携施設進級または新規申請	○
メリーポピンズ朝霞南口ルーム	仲町どろんこ保育園	連携施設進級※1	
朝霞本町エンゼル保育室	けやき保育園	連携施設進級※1	
プチアンジュ	あさしがおかアンジュこども園	連携施設進級※1	
幸町しらとり保育室	朝霞花の木幼稚園	連携施設進級または新規申請	○
朝霞台エンゼル保育室	つくし保育園	連携施設進級※1	
元気キッズ朝霞岡園	元気キッズ第二朝霞岡園	連携施設進級※1	
さつき第二保育園	朝霞なかよし幼稚園	連携施設進級または新規申請	○
愛育園※2	白百合園【３名】	連携施設進級※1	
	根岸幼稚園【３名】	連携施設進級または新規申請	○
どれみキッズハウス※2	滝の根保育園【６名】 ※入所：０歳児～	連携施設進級※1	
	ゆりの木保育園【２名】 ※入所：１歳児～	連携施設進級※1	
三原エンゼル保育室	みはら保育園	連携施設進級※1	
元気キッズ朝霞根岸台園	元気キッズ第二朝霞根岸台園	連携施設進級※1	
朝霞たちばな保育室朝霞台	朝霞たちばな幼稚園	連携施設進級または新規申請	○
西弁財エンゼル保育室	かえで保育園	連携施設進級※1	
元気キッズあさかリードタウン園	元気キッズ第二あさかリードタウン園	連携施設進級※1	
たちばな保育室朝霞本町	朝霞たちばな幼稚園	連携施設進級または新規申請	○
たちばな保育室北朝霞	朝霞たちばな幼稚園	連携施設進級または新規申請	○
ちゅうりっぷ園本町※2	元気キッズ第二朝霞岡園【３名】	連携施設進級※1	
	朝霞花の木幼稚園【３名】	連携施設進級または新規申請	○
Ｊキッズガーデン朝霞保育園（地域枠）	朝霞幼稚園	連携施設進級または新規申請	○
かぐら朝霞保育園	朝霞幼稚園	連携施設進級または新規申請	○

※１　連携先以外の施設を希望する場合、転所申請（１００点加点なし）が必要です。ただし、転所が決定しない場合は、連携施設に進級できます。

※２　連携施設に応じた定員枠が定められていますので、入所申請の際には連携施設の定員枠ごとに申請となります。そのため、新規入所時に設定されている連携先以外の、当該施設の連携施設を希望する場合についても、転所申請（１００点加点なし）が必要です。

（例）ゆりの木保育園を連携施設と定められた、どれみキッズハウスの枠に入所したが、３歳児進級の際に滝の根保育園を希望する場合

【施設の連携施設設定以前から入所していた方の取り扱い】

施設が連携施設を設定したことに伴い、３歳児以降の取り扱いで不利にならないように以下のように対応しています。

・連携施設に進級するか、他の施設を新たに申し込みするかを選択できる。

・連携施設に進級をせず、施設を新たに申し込みする場合は、「朝霞市保育認定利用調整基準表」の１００点の指数の対象となる。

【３歳児クラスから幼稚園という選択肢もご検討ください！】

働いているために、幼稚園では預かり時間が合わない等とお考えの方も多いのではないかと思います。しかし、近年は幼稚園も預かり保育を拡充しており、保護者のニーズにお応えいただいています。また、保育料についても「幼児教育・保育の無償化」として、通常の保育料および預かり保育に対して給付を受けられる状況となっています。（預かり保育については「保育の必要な事由」を有していることが必要）

幼稚園は教育を主の目的とした「子どもが初めて出会う学校」として歴史と特色のある施設です。幼稚園の利用についても、是非一度ご検討ください。

※ 幼稚園の情報の詳細については、７～２６ページをご覧ください。

【０～２歳児の保育所の連携施設について】

地域型保育ではありませんが、２歳児クラスまでの受入れとしている保育所についても、同様の取り扱いとなっています。

令和７年９月現在

施設名	連携施設名	３歳児以降取り扱い	１００点加点対象
メリーポピンズ朝霞台ルーム※2	朝霞どろんこ保育園【９名】	連携施設進級※1	
	メリーポピンズkids北朝霞ルーム【2名】	連携施設進級※1	
	三原どろんこ保育園【１名】	連携施設進級※1	
駅前おれんじベビー保育園	なし（注）	新規申請	○
仲町エンゼル保育室	ひまわり保育園	連携施設進級※1	

（注）令和７年度より連携施設の設定が解除されました。経過措置として、令和９年度までに新３歳児になる児童については、「おれんじゆめ保育園」に連携施設進級の扱いで入所することができます。

9　申請時の注意事項

目次

希望保育園等の選び方　44ページ
認定申請および利用調整申請後の変更について　44ページ
きょうだい同時に申請する場合　45ページ
育児休業中に申込みをする方　46ページ
下の子を妊娠中に上の子の保育園等を申込む方　48ページ
自営業（専従者）の方　48ページ
求職活動中および起業準備中の方　49ページ
個別の支援が必要なお子さんの申込み　49ページ
※転所申請については、５５ページをご確認ください。

◆　希望保育園等の選び方

保育園等の希望順位が利用調整に影響することはありません。指数の高い方から選考を行い、希望順位の高い施設から内定先を決定します。（６０～６４ページ参照）

希望保育園等は、年齢（月齢）に応じて入所を希望する保育園等をご記入ください。希望数に制限はありませんので、通所可能な範囲内で欠員の有無にかかわらずご記入ください。

なお、施設により開所日時や保育方針、給食のアレルギー対応、給食費、延長保育料等が異なりますので、事前に見学や運営法人等に保育内容を問い合わせるなどして、希望施設を検討いただくことをお勧めします。

連携施設のある２歳児クラスまでの保育園等に入所した方は、３歳児クラス以降は、連携施設での保育となります。他の施設をご希望の場合は、転所の申請をし、利用調整を受けることも可能です。（４２～４３ページ参照）

◆　認定申請および利用調整申請後の変更について

利用調整申請後、申請内容に変更が生じた場合には『**利用調整（入所・転所）申請事項変更届**』の提出が児童ごとに必要となります。各入所月の変更申請期間は、３７～３８ページをご確認ください。

なお、教育・保育給付認定の内容に変更がある場合は、認定の変更の申請・届出も必要となり、変更内容によっては、併せて変更内容を証明する書類の添付が必要となることがあります。

【認定の内容に変更が生じる場合】

提出の要件	提出書類
保育の必要な事由、保育必要量等を変更する場合	教育・保育給付認定変更申請書（様式第８号）
市内転居するときや、氏名・家族構成が変わった等の家庭の状況に変更があった場合	教育・保育給付認定申請内容変更届出書（様式第１１号）

【変更内容を証明する書類の添付が必要な場合の例】

提出の要件	提出書類
就職、転職や勤務時間等を変更した場合	就労証明書
退職をした場合	求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書（様式第６号）などの保育が必要な事由の証明書
申請児童が認可外保育施設等の利用を開始した場合	保育室等在園証明書（様式第８号）

◆　**きょうだい同時に申請する場合**

きょうだいで同時に申請する場合※1、きょうだい条件を設定することとなります。条件によって、希望する施設の選び方や内定のしやすさが変わります。

①同時同所希望

同じ時期に同じ保育園でなければ入所となりません。申請しているきょうだい全員が同じ施設に入所できる場合のみ内定となるため、通常申込みより入所しにくくなります。

施設の希望順位はきょうだいで揃えてください※2。

②同時希望同所優先

同じ時期でなければ入所となりません。申請しているきょうだい全員がどこかの施設に入所できる場合のみ内定となるため、通常申込みより入所しにくくなります。

また、希望した施設のいずれかできょうだいが同じ施設に入所できる場合、希望順位よりも同じ施設になることを優先して内定施設を決定します。

施設の希望順位は可能な限りきょうだいで揃えてください※2。

③同時希望希望順優先

同じ時期でなければ入所となりません。申請しているきょうだい全員がどこかの施設に入所できる場合のみ内定となるため、通常申込みより入所しにくくなります。

施設の希望順位に制限はありません。

④同所優先

通常申込みと同じ条件で選考を行いますが、希望した施設のいずれかできょうだいが同じ施設に入所できる場合、希望順位よりも同じ施設になることを優先して内定施設を決定します。

施設の希望順位は可能な限りきょうだいで揃えてください※2。

⑤希望順優先（通常申込み）

通常申込みと同じ条件で選考を行います。

内定のしやすさの目安（お子さん１人の申請は、通常申込みです）

（入所しにくい）　同時同所希望

同時希望同所優先・同時希望希望順優先

（入所しやすい）　希望順優先（通常申込み）・同所優先

※1　既に保育園等に在園しているきょうだいの転所申請と新規申請できょうだい条件をつけることはできません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、きょうだい条件をつけることが可能です。

・市外の認可保育施設に在園し、朝霞市の保育園に入れない場合は、入所を希望しない場合

・新制度移行している幼稚園又は認定こども園の１号認定を受けており、保育園に入所できない場合は入所を希望しない場合

※2　希望施設の優先順位がきょうだいで異なっている場合、下のお子さんの優先順位が高い施設で同じ施設に内定となるように選考します。

◆　育児休業中に申込みをする方

①　入所できる時期について

育児休業を取得中の方は、入所希望日の月末までに育児休業を満了できる場合に、労働を理由に申請することができます。育児休業を満了できない場合、労働以外の保育が必要な事由がなければ、申請することができません。

※きょうだいで同時に申請をした際、きょうだいで利用調整の結果が利用内定と利用保留に分かれてしまった場合でも、入所月の末日までに育児休業を満了することが必要です。結果が分かれてしまうことを防ぐため、きょうだいが同じ時期の利用内定でない場合には共に利用保留とする等の、「きょうだい条件」を付けて申込むことも可能です。

②　申請締切後の退職について

申請中に退職する場合は事前に保育課保育係までご相談ください。

育児休業を取得中の方が労働を理由に申請する場合、育児休業を満了することが前提です。労働のまま選考を受け、利用内定となった後に復職することなく退職した場合、入所月の末日までに、保育の必要な事由の証明書（就労証明書等）の提出がなければ内定の取り消し又は保育園等を退所となる場合があります。

※一度復職した後に退職した場合、認定を「求職活動」へと変更することで、退職日の翌日から起算して９０日を経過する日が属する月の末日まで在園が可能です。その後は、保育の必要な事由（求職活動を除く）があれば引き続き在園可能です。

③　育児休業中に下の子を妊娠している場合

下の子を妊娠している場合、産前休暇より前または産後休暇満了直後に復職が可能な場合、労働を理由に上の子の申請が可能となります。復職ができない場合は、労働以外の指数（妊娠・出産の２６点等）となります。

ただし、申請締切日時点で妊娠発覚前（母子手帳未交付）の場合は、この限りではありません。

なお、出産後育児休業取得前に入所した場合、認定を「育児休業」として引き続き在園が可能です。

◆　育児休業給付金の延長について　（令和７年９月現在）

育児休業給付金について、詳細は厚生労働省ホームページを確認していただくか、管轄のハローワークや勤務先の労務担当にお問い合わせください。

※この内容は、厚生労働省ホームページを参考に作成しております。

厚生労働省は、令和７年４月から育児休業給付金の延長において、「保育利用の申し込みにあたり入所保留を積極的に希望する旨の意思表示をしている場合」は、支給延長の対象にしないと公表しています。その対応として、申請書の見直しを行いました。

申請書類の「入所に関する確認票」において、「復職を希望するが、保留になった場合は育児休業の延長も許容できる。」にチェックを入れることで、１００点の減算をして利用調整を行います。この減算は、入所保留を積極的に希望する旨の意思表示にはあたりません。

減算により指数は低くなりますが、**利用調整の対象となるため**、希望保育園の**空き状況によっては内定となる**場合がありますので、『利用調整結果通知書（保留）』の交付を保証するものではありません。

なお、内定を辞退したとしても『利用調整結果通知書（保留）』を交付することはできません。

〇申請書の写しについて

支給期間延長手続きの際に、保育所等の利用申請を行ったときの申請書の写しが必要となります。申請前にご自身で写しをとってください。（提出後に写しが必要となった場合には、保育課保育係にご相談ください。）

申請書の写しは、申し込んだものと同じものであれば、市の受付印は不要です。

申請の内容を途中で変更した場合は、変更後の申請書の写しの提出が必要となる場合がございます。

申請書の写しは、全てのページの提出が必要です。

◆　下の子を妊娠中に上の子の保育園等を申込む方

①　申請時点で認定事由を満たしている場合（就労している場合等をいい、育児休業中を除く。）

指数は「労働」等の指数となります。妊娠・出産認定の期限以前に上の子が入所できた場合、「育児休業」認定を取得して継続在園が可能です。

②　妊娠・出産認定期間（出産予定日の属する月の前後２か月を含む５か月間）に申請・入所する場合

「妊娠・出産」の指数（２６点）となります。妊娠・出産認定の期限以前に上の子が入所できた場合、「育児休業」認定を取得して継続在園が可能です。

③　育児休業中の場合

「◆ 育児休業中に申込みをする方へ③」をご確認ください。

○申請中に下の子を妊娠した場合

交付された母子手帳の写しと、「利用調整（入所・転所）申請事項変更届」を保育課保育係へ提出してください。育児休業中に労働の指数で申請した場合、妊娠状況にかかわらず復職の要件が発生していますので、申請内容に変更を加える場合は、「利用調整（入所・転所）申請事項変更届」を提出して下さい。

なお、母子手帳の交付がされているにもかかわらず、申請締切日まで時に申し出がなかった場合、虚偽の申請となり利用調整が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

◆　自営業（専従者）の方

保護者が自営業者として就労している場合、自営であることがわかる書類の内容に応じて利用調整の指数を判断します。

①　過去に確定申告を行っている場合（就労証明書 ＋ 確定申告書の写し）

就労証明書の記載内容に基づき、労働の指数を判断します。

②　確定申告は行っていないが、事業の収入がある場合

（就労証明書 ＋ 開業届の写し ＋ 直近１か月の事業の収入がわかる書類）

就労証明書の記載内容に基づき、労働の指数を判断します。ただし、収入状況が埼玉県の最低賃金を就労証明書の労働時間に乗じた金額より著しく低い場合は、収入状況から埼玉県の最低賃金を元に算定した時間数に基づき、指数を判断します。

③　まだ事業の収入がない場合（就労証明書　＋　開業届の写し）

収入状況を証明する書類の提出がない場合は、起業の準備中であると判断し、就労証明書の記載内容に基づき、労働内定の指数を判断します。

○自営の協力者の方への注意事項

配偶者または親族が自営業者として事業を行っており、青色申告の専従者または家族従業者として勤務している方は、自営協力者の指数として算定します。また、就労証明書の就業形態が確定申告書の内容と異なっている場合は、確定申告の内容に基づき、指数を判断します。

なお、事業主が自営業の方の注意事項②に該当する場合で、収入状況に応じた時間数に基づき指数を判断した場合は、事業主の時間数を上限に指数を判断します

◆　求職活動中および起業準備中の方

保護者が求職活動中または起業準備中の場合、お子さんの在所が可能な期間は入所日から起算して９０日を経過する日が属する月の末日までです。この間に保育に必要な事由の証明書（就労証明書、在学証明書等）の提出がなかった場合は、退所となります。

なお、利用調整の結果、利用内定となった場合、教育・保育給付認定の変更が必要な場合があります。詳しくは、入所の決定後にお知らせします。

◆　心身の障害や発達の遅れなどによる個別の支援が必要なお子さんの申込みについて

個別に説明が必要となる場合があるため、事前に保育課保育係までご相談ください。

※定員に余裕がある場合でも、統合保育（集団保育）が難しいとき、または各クラスの状況などにより入所ができない場合があります。（利用内定後に受けていただく体験保育での様子などを参考に判断します。）

※利用内定となった保育園等でのお子さんの面談および体験保育の結果、統合保育（集団保育）に適さないと判断された場合や、保育士、看護師の追加配置が必要と判断された場合には、入所をお待ちいただくことや利用内定となった保育園等には入所とならないことなど、入所が決定されないことがありますのでご了承ください。また、入所となった場合でも、保育士等の配置状況や、お子さんの発達・健康状態等によりご希望の保育時間での利用ができない場合もあります。

◆　食物アレルギー等をお持ちのお子さんの申込みについて

保育園等の給食では、食物アレルギー等をお持ちのお子さんについて可能な範囲で対応していますが、施設によって対応内容は異なりますので、事前に希望保育園等へご相談ください。

朝霞市の保育園等の入所申請に関するＱ＆Ａ

Ｑ１　保育園等への申込みができるのは、どのような場合ですか？

Ａ１　保護者等が、仕事や病気などを理由に日中に子どもを保育できない場合に申し込むことができます。こどもの教育のためや、集団生活を経験させるためなどの理由では申込みはできません。また、申込みをしても、定員に空きがない場合は入所できません。

Ｑ２　保育園等を利用したいのですが、手続き方法を教えてください。

Ａ２　申請書を市へ提出する必要があります。申請受付期間は３７ページ、必要書類は４０ページをご確認ください。なお、申請方法につきましては、郵送での受付を実施していますので、窓口混雑緩和のため、郵送でのお申込みにご協力ください。

Ｑ３　申請書の記入の仕方がわかりません。

Ａ３　主要な申請書については、記入例を朝霞市ホームページで公開していますのでご参照ください。また、電話、メール等でのお問い合わせも承っていますので、ご不明な点は、保育課保育係までお問い合わせください。

Ｑ４　保育園はいつ頃入りやすいですか。

Ａ４　空き施設の数が一番多い時期は４月１次の利用調整となります。しかし、保育園の入所しやすさは、希望する施設の空き状況や申請状況によって異なります。

Ｑ５　利用調整（選考）はどのような方法ですか。先着順ですか。

Ａ５　先着順ではありません。保護者の保育の必要な事由（労働時間や家庭状況等）に応じて優先の度合いを指数化し、指数が高い方から順番に利用内定の決定を行います。指数の合計が同じ場合、優先項目が高い順に順番を決めさせていただきます。（６０ページ参照）

Ｑ６　育児休業を長く取得しているのですが、利用調整（選考）に不利になりますか。

Ａ６　保育園等の利用調整に関しまして、育児休業の取得期間によって不利にはなりませんが、入所した月の末日までに育児休業を満了していただくことが申請の条件となります。なお、入所後、この期日の翌月１日までに職場復帰されなかった方は、退所となります。

Ｑ７　保育園等と幼稚園の申請の併願は、利用調整（選考）に不利になりますか。

Ａ７　幼稚園（認定こども園の教育利用を含む）を申し込んでいるという理由で保育園等の利用調整が不利になることはありません。なお、保育園等の入所が決定されたが、幼稚園への入園を希望するという場合には、入所日の前日までに辞退等のお手続きが必要となります。

また、幼稚園の申込みは各幼稚園で行っていますので、直接幼稚園へお問い合わせください。

Ｑ８　入所を辞退した場合、次回からの利用調整（選考）で不利になりますか。

Ａ８　辞退しても、次回の選考で不利になることはありません。

Ｑ９　現在仕事をしていませんが、申請は可能ですか。

Ａ９　仕事をしていない方でも保育の必要な事由を満たしている場合には、保育園に申し込むことは可能です。３４ページおよび４０ページをご確認ください。

Ｑ１０　指数はどのようなときに変動しますか。

Ａ１０　例えば、今まで自宅で保育されていたお子さんが、家庭保育室や幼稚園等に入園した場合や、勤務内定だった方が勤務を開始した場合、会社を退職されたり、勤務時間や勤務日数を減らしたりした場合等には、指数が変わります。

変更が生じた際は『利用調整（入所・転所）申請事項変更届』等を提出していただく必要があります。（４４ページ参照）

※ 提出書類の内容に虚偽や重大な過失が認められた場合、利用調整結果を取り消すことがあります。家庭の状況等に変更があった際には、すみやかにお手続きをお願いします。

Ｑ１１　定員に空きのない保育園等にも申請することは可能ですか。

Ａ１１　可能です。申請時に定員に空きがなくても、退所や転所により新たに空きが生じる場合があります。空き状況にかかわらず、希望する保育園等はすべて申請してください。

Ｑ１２　利用調整結果はどのようにわかりますか。またいつ頃わかりますか。

Ａ１２　利用調整の結果については、郵送にて申請された住所にお送りします。

なお、発送時期は以下の予定です。

・４月１次入所　⇒　令和８年１月中旬
・４月２次～１月入所　⇒　入所希望月の前月５日前後
・２月入所　⇒　１２月１０日前後

Ｑ１３　申請から入所までの流れを教えてください。

Ａ１３　利用調整後、利用調整結果をご自宅に送付します。

利用内定となった場合、集団保育の可否を確認するため、内定された保育園等でお子さまの面談を行います。また、面談だけでは集団保育の可否が判断できない場合には、体験保育（２日間程度、保護者同伴）を実施することがあります。

お子さまの面談（体験保育）の結果、入所が決まりましたら、入所承諾書（保育園のみ）や入所施設に提出する必要書類等を送付しますので、入所施設での入所説明会への出席や利用契約を行っていただき、その後入所となります。（３６ページ参照）

Ｑ１４　教育・保育給付認定を求職活動で受けましたが、期限が切れました。何か手続きは必要ですか。

Ａ１４　求職活動中で申請された方は、認定日から９０日を経過する日が属する月の末日が認定の期限となります。（例：４月１日認定…６月３０日まで。他の認定事由の期間については３４ページ参照）

認定の期限までに保育の必要な事由に該当する証明書を提出していただくことで、継続して保育認定を受けることができます。なお、認定の有効期間が過ぎた場合でも、申請を取り下げない限り利用調整（選考）は行いますが、入所が決まった際には再度認定の申請を行なってください。

Ｑ１５　保育園にかかるお金は保育料（利用者負担額）だけですか。

Ａ１５　世帯の市町村民税額に基づき、市が算定する保育料（利用者負担額）以外にも、施設によって「延長保育料」が発生することがあります。延長保育は施設の独自事業のため、「延長保育料」の徴収の有無、単価は施設によって異なります。希望施設を検討する際には、必ずご確認ください。（７８～８１ページ参照）また、延長保育料以外にも、給食費や教材費など、その他の諸経費が発生することもありますので、併せてご確認ください。（７４～７７ページ参照）保育料は全施設一律になりますが、それ以外の経費は園によって異なりますので必ず申請前にご確認ください。

Ｑ１６　利用内定となったときの子どもの面談は必ず受けなければならないのですか。

Ａ１６　面談(施設が必要とした場合には体験保育も含む)は入所日までに必ず受けていただく必要があり、受けられない場合は利用調整結果が取り消される場合もあります。

　また、面談は利用内定となった保育園等で行うことになりますが、面談（体験保育）の結果、集団保育に適さないと判断された場合や、保育士の加配、看護師が必要と判断された場合にも、入所をお待ちいただくことや、利用内定となった園には入所とならないことなど、利用調整結果が取り消されることがあります。

　なお、転所申請においても、新しい施設で子どもの面談が必要となります。

Ｑ１７　利用が保留となった場合、毎月の申請をしなければならないのですか。

Ａ１７　申請は年度内（２月入所分まで）有効となりますので、毎月入所申請をする必要はありません。なお、翌年度以降も引き続き利用を希望される場合には、改めて申請が必要となります。また、保留期間中に申請内容に変更が生じた場合は、『利用調整（入所・転所）申請事項変更届』の提出が必要です。（４４ページ参照）

Ｑ１８　申請した希望施設を変更したいのですが、必要な書類はありますか。

Ａ１８　希望施設の変更に限らず、ご家庭の状況等、申請の内容に変更が生じた場合は、『利用調整（入所・転所）申請事項変更届』に必要書類を添付し、ご提出ください。変更の手続きは、変更が生じた時点で申請期間となっている月の利用調整申請期間中にしていただく必要があります。（３７ページ参照）手続漏れにより、実態よりも高い指数で利用調整が行われ、利用内定となった場合には、利用調整結果が取り消されることもありますので、すみやかなお手続きをお願いします。

Ｑ１９　申請を取り下げたいのですが、必要な書類はありますか。

Ａ１９　すみやかに「保育所等入所（転所）申請取下届出書」を提出してください。取り下げが反映されるのは、提出日時点で申請期間となっている月の利用調整からとなります。（３７ページ参照）

Ｑ２０　保育必要量（保育時間）の認定はどのように決められるのですか。

Ａ２０　保育の必要な事由によって、必要量が異なります。また、事由が「労働」「介護・看護」「就学・訓練」の場合には、原則として保護者の労働等時間が月１２０時間以上の場合は保育標準時間とされ、保護者の労働等時間が１２０時間未満の場合や、『教育・保育給付認定申請書』提出の際に保育短時間を希望された方については、保育短時間の認定となります。

　なお、延長保育料が発生する場合においては、一部例外もあります。（３５ページ参照）

Ｑ２１　保育必要量（保育時間）の間は保育園を利用できるということでいいですか。

Ａ２１　保育時間は市が認定した保育園を利用することができる時間を示したもので、保育園を利用できる時間を保証するものではありません。実際に利用できる時間は通勤時間や労働時間等保育の必要な事由に応じた時間を基に保育園等が決定します。そのため、必ずしも保育標準時間の認定を受けた方は一律１１時間、保育短時間の認定を受けた方は一律８時間利用できるわけではなく、保育の必要な事由によっては、利用時間が短くなることもあります。

また、各認定保育時間外の利用には、延長保育料がかかる場合もあります。

なお、保育標準時間と保育短時間は保育時間の違いのほかに、保育料（利用者負担額）が異なります。（７３ページ参照）

Ｑ２２　労働時間が１２０時間未満ですが、保育標準時間は希望できますか。

Ａ２２　原則として、労働等時間が１２０時間未満の場合、保育標準時間は希望できません。しかし、延長保育料を徴収する施設に限り、労働等の正当な理由によって常態的に延長保育料の負担が生じる場合においては、例外的に保育標準時間を希望することも可能です。

なお、保育標準時間認定を受けた場合でも、これは保育時間の上限までの利用（７時から１８時の１１時間）を保障するものではありません。通勤時間や労働時間等、保育の必要な事由に応じた利用時間を保育園等が決定することになります。（３５ページ参照）

Ｑ２３　地域型保育施設を利用している場合、子どもが３歳になったらどうすればよいのですか。

Ａ２３　０～２歳児クラスを対象とする地域型保育施設には、卒園後の通い先を確保するため、「連携施設」（認定こども園や幼稚園、保育園）が設定されることになっています。地域の実情を踏まえ、連携施設に優先的な利用枠を設けることなどにより、卒園後に引き続き保育を希望される場合の円滑な利用を図っています。

連携施設が設定されていない施設、連携先が幼稚園となっている施設を利用している場合、引き続き保育を希望するには３歳児クラスで再度利用調整の申請が必要となりますが、朝霞市保育認定利用調整基準表の「Ｂ児童の保育状況」について、「受入れが２歳児クラスまでの認可保育施設（居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業の従業員枠を除く）に入所しており、当該施設が連携施設を設定していない又は幼稚園を連携施設として設定している場合における、３歳児クラスの利用調整申請」の指数 100 点を加算することで、ご希望の保育園等に入所（進級）しやすい仕組みづくりをしています。

Ｑ２４　ならし保育が必要と聞きましたがどのくらい必要ですか。

Ａ２４　ならし保育に必要な日数はおおむね５日となっておりますが、お子さんの体調や新しい環境の適用状況から入所保育園等が必要な日数を判断いたします。お子さんのならし保育が終了しないことで育児休業からの復職に支障が出る場合は、一度保育課までご相談ください。

Ｑ２５　現在５歳児にきょうだいが在所しており、年度末に卒園するのですが、申請する子にきょうだい在所の加点はつきますか。

Ａ２５　申請児童以外のきょうだいが在所（申請）していることに伴う指数については、きょうだいが同時に保育園等に通うことができるように配慮するためのものですので、この場合、現年度の入所申請であれば指数の対象となりますが、次年度の申請の場合には指数の対象にはなりません。

Ｑ２６　４月に上の子の入所申請を行い、保留となりました。その後、入所できないまま、下の子を出産したので、下の子も申請しようと考えているが、その場合はきょうだい条件を設定しなければならないのでしょうか。

Ａ２６　上の子と下の子が同時に申請しておりますので、きょうだい条件を設定していただく必要がございます。下の子の保育所等利用（調整）申請書の提出に合わせて、上の子の『利用調整（入所・転所）申請事項変更届』をご提出ください。

Ｑ２７　土曜日に保育園等を利用することができますか。

Ａ２７　土曜日にも仕事等で両親ともに日中保育ができない場合は、保育園等を利用することが可能です。

なお、施設によっては、平日と預かり時間や場所が異なることや、土曜保育を実施していない施設がありますので、各施設紹介（９７ページ以降参照）や、市内保育園等一覧（１４０～１４３ページ参照）をご確認ください。

１０　転所申請

◆　**申請受付期間**

新規申請と同じ受付期間となります。「５　令和８年度利用調整（入所・転所）申請受付期間」をご確認ください。

◆　**申請書類**

対象者・とき	必要書類
全員	保育所等利用調整申請書（転所）（様式第１６号）（希望施設記入用紙含む）
家庭の状況が 変わったとき （希望園変更含む）	利用調整（入所・転所）申請事項変更届

◆　**注意事項**

・転所が利用内定された場合は、転所により生じた空き枠分の利用調整（選考）も同時に行われるため、**内定を辞退し、元の施設に戻ることはできません。**

・申請取り下げは、届出書が提出された日の直後の利用調整から適用となります

・内定後には、内定施設でお子さんの面談を行います。面談の結果、集団保育をするうえで保育士の加配や看護師が必要と判断された場合等には、入所をお待ちいただくことや、利用内定となった施設には入所とならないことなど、利用調整結果が取り消されることがあります。児童の発達・障害等の程度によっては保育の利用が継続できない可能性があります。この場合も元の施設に戻ることはできません。

・既に同じ施設を利用しているきょうだいが別の同一施設への転所申請をしても、加点の対象になりません。

・入所後、改めて転所した保育園等での慣らし保育が必要となります。

◆　選考方法

保育所等利用調整にかかる新規の申請をされた方および転所申請をされた方につきまして、毎月利用調整（選考）を行っています。選考方法につきましては、新規の申請と同様に各家庭の状況を指数化し、指数の高い方から順番に利用内定の決定を行っています。

なお、保留順位は毎月の申請状況によって変わりますことをあらかじめご了承ください。また、指数や空き状況に関係なく、転所申請者のみでの利用調整も行います。

＜転所申請者のみでの利用調整方法＞

（例）

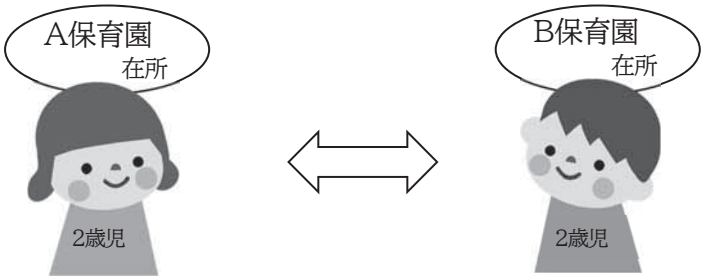

B保育園へ転所したい　　A保育園へ転所したい

➡ 通常の利用調整後、転所希望のお子さん同士で利用内定が可能な際は、転所の内定を行う。
（このような例では、Ａ保育園とＢ保育園の２人）

11　市外保育園等を希望する場合

申請時点において、朝霞市に住民登録のある方が、朝霞市外の保育園等を希望する際には、原則、申請書類を朝霞市に提出し、朝霞市を通じて相手方市区町村へ申請します。その場合の申請の流れは以下のとおりです。

ただし、各市区町村によって申請方法等は異なりますので、必ず、希望する保育園等が所在する市区町村へ確認した上で、申請の準備を進めてください。

(1)希望する保育園等が所在する市区町村へ確認を行う

以下の項目について、相手方市区町村の保育担当部署へ確認をしてください。

① 相手方市区町村における入所希望月の申請締切日
② 申請に必要な書類、申請様式の指定の有無、申請方法
③ 希望できる保育園等に利用制限(公設保育園は希望できない等)があるか
④ その他、選考の方法や施設の空き状況　など

(2)必要書類を揃えて朝霞市保育課まで提出する(原則、朝霞市保育課の窓口まで直接お持ちください。)

【必要書類】

・相手方市区町村から指定された申請書及び必要資料一式
・市外施設を申請する場合の確認票(朝霞市様式)

なお、窓口で受領した際、不足書類等がないか、その場で申請先の自治体に確認を行いますので、時間にゆとりをもってお越しください。

申請書等は、相手方市区町村の締切日の10日前までを目安にお持ちください。自治体間での協議には時間を要することがありますので、申請書等の提出が締切直前となった場合、希望する入所月の申請として受け付けられないことがあります。

(3)朝霞市から相手方市区町村へ書類送付(協議)をする

書類の不足や修正については、朝霞市から連絡をします。

(4)朝霞市に届いた利用可否の結果を申請者へ送付する

相手方市区町村から送付された利用の可否や今後の手続き等の通知を、朝霞市から申請者へ対してお知らせします。相手方市区町村からの指示に応じて、ご対応ください。

(5)【転出予定での申請の場合】 相手方市区町村の窓口にて転入に伴い必要な手続きを行う

相手方市区町村の保育担当窓口にてお手続きが必要です。手続きの期限は相手方市区町村の制度により異なりますが、手続きが遅れると内定が取り消される場合がありますので、ご注意ください。

【注意事項】

(1) 朝霞市内と市外の保育園等を同時に希望し、両方の保育園等に内定となった場合は、申込希望順の上位の保育園等が優先されます。なお、結果の通知は市区町村ごとに発送時期が異なります。
(2) 朝霞市内の保育園等に在所されている方が、市外の保育園等への転所内定した場合は、辞退することができませんので、ご注意ください。

12　市外在住の方が朝霞市内の保育園等を希望する場合

申請時点において、朝霞市に住民登録がない方が、朝霞市内の保育園等の利用を希望する際には、原則、その時点でお住まいの市区町村に対して必要書類を提出し、その市区町村を通じて申請してください。

ただし、申請方法は市区町村ごとに異なりますので、必ずお住まいの自治体にご確認ください。（朝霞市へ直接申請する場合は、必ず事前に朝霞市保育課へご連絡ください。）

※市外から朝霞市の施設に通園する場合、原則朝霞市の規則等に従っていただきますので、予めご了承ください。
（例：預かり時間、求職活動の期間、育児休業からの復職期日　等）

◆ **受入制限について**

市外在住の方が朝霞市内の保育園等を希望する場合には、申請の時期、朝霞市への転入予定の有無等によって、以下の表のとおり、希望可能な施設に制限があります。

また、入所後に朝霞市に転入せず、在勤もない場合には、民設保育園等の3歳児クラス（次年度の新4歳児クラス）以上の児童を除いて、次年度の継続利用はできません。（82ページ参照）

なお、既に市内保育園等を利用していた朝霞市民の方は、転出後も保育認定を受けることが可能な場合、受入制限にかかわらず、転出をした日が属する年度の末日までは継続利用が可能です。（82ページ参照）

【新規入所に係る受入制限確認表】

転入予定※1・在勤※2の有無		公設保育園	民設保育園等
転入予定あり		○	○
転入予定なし	在勤あり	△※3	△※3
	在勤なし	×	△※3

※1 「転入予定」の有無は、上表の受入制限のほか、利用調整における優先度等に影響が生じます。（60ページ参照）

※2 「在勤」の有無は、『就労証明書』の記載内容から、父母いずれかの主な勤務地が朝霞市内にあるかどうかにより判断します。

※3 △は、4月1次利用調整の申請をすることができません。

『転入予定あり』の判断について（※1について） 必要書類については、40ページ参照。

入所希望日までに朝霞市に転入ができることを客観的に確認するため、契約書等から以下の3点が読み取れることが必要です。

① 父母いずれかの名義で契約が締結済みであること
② 物件の住所（地番）が朝霞市内であること
③ 物件の引渡日が入所希望日以前であること

なお、4月1次利用調整に限っては、申請締切日から入所日まで期間があることを考慮し、申請締切日までに契約書等の提出ができなくても、令和8年2月13日（金）までに追加提出することができる場合には、特例として「転入予定あり」とみなします。期日までに契約書等の追加提出がない場合には、内定を辞退したものとして、利用内定は取消しとなりますので、ご注意ください。

※入所内定した場合、入所希望日までに朝霞市に住民登録を異動してください※

◆ **申請の流れ**

(1)居住市区町村の保育担当窓口に朝霞市の施設を申請したい旨相談する

申請の準備前に、お住まいの市区町村の保育担当窓口に、以下のことをご確認ください。

① 転出予定の有無によって手続きに違いがあるか

② 申請は居住する市区町村経由でよいか

③ 申請様式は朝霞市様式でよいか

④ その他、現在利用する保育園等は転出後も利用可能か など

併せて、ご不明な点がありましたら、朝霞市保育課にもお問い合わせください。(直接申請する場合、必ず事前に朝霞市保育課へご連絡ください。)

(2)朝霞市の様式で申請書類を準備する 【居住市区町村からの指定がない場合】

お住まいの市区町村から特別の指定がある場合を除き、原則として朝霞市様式(40ページを参照)で申請してください。お住まいの市区町村の様式でも可能な限り対応しますが、必要項目が不足していることにより指数の加点が受けられない場合があるほか、申請の受付ができないことがあります。

特に、保護者の疾病を理由に申請する場合に用いる「診断書(様式第4号)」は、他の様式では対応できない可能性が高いのでご注意ください。

(3)申請書類を居住市区町村へ提出する

申請書類をすべて揃えて、朝霞市の締切日(37ページ参照)の10日前までを目安に、お住まいの市区町村へ提出してください。当該市区町村から、朝霞市に書類が送付されます。

朝霞市において書類を確認し、不備等があった場合にはお住まいの市区町村を通じて連絡します。提出が締切日直前になると、不備があった際に受け付けができなくなる恐れがあります。

(4)朝霞市が利用調整をした結果を基に居住市区町村から申請者へ結果が送付される

朝霞市において利用調整を行い、結果をお住まいの市区町村へ送付します。その結果を基に、お住まいの市区町村から申請者へ結果が送付されます。

利用調整の結果、内定となった場合には、内定施設において子どもの面談を受けていただきます。また、面談の結果、体験保育を実施する場合もあります。(65ページ参照)

入所日までに面談等を受けられない場合や、面談等の結果、保育士等の加配の必要性が疑われた場合等には、入所とならないことがありますので、ご了承ください。

(5)【転入予定として申請した場合】 住民登録を異動し、朝霞市保育課にて手続きを行う

転入予定ありとして申請した場合には、入所希望日(内定日)までに必ず朝霞市に住民登録を異動してください。期限までに転入をしなかった場合には、内定取消や退所となることがあります。

◆ **申請時点で国外に在住している場合**

国外に在住している方は、居住する自治体経由での申請は不可能なため、直接朝霞市保育課へ申請してください(電子申請不可)。国際郵便による申請の場合は、保育課までの到達に時間を要するため、遅くとも申請締切日の10日前までには発送していただくことを推奨します。

また、書類に不備・不足等があった場合に連絡が取れるよう、申請者のメールアドレス(国際電話は対応できません。)や、国内在住の親族の電話番号等、連絡先を提供いただきますようお願いします。メールアドレス等の連絡先の提供がなく、書類に不備がある場合には、申請を受け付けできない場合がありますので、ご注意ください。

MEMO

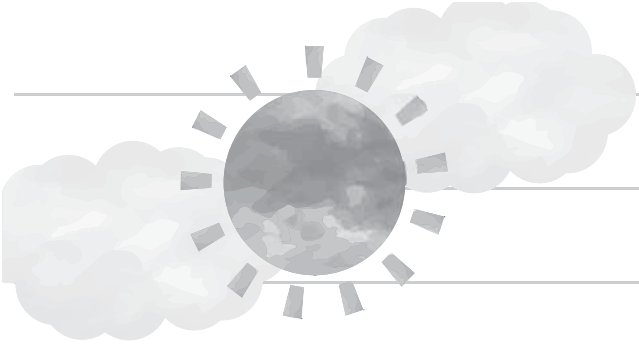

１３　利用調整（選考）について

利用調整指数は一部を除き、原則申請締切日時点の情報を基準に算定します。

◆　**利用調整**

利用内定の可否を判定する「利用調整」の方法は、申請順（先着順）ではありません。
保護者の労働時間等の家庭状況から、保護者が家庭で保育をできない程度を指数化し、その指数が高い方が優先度の高いものとして、順番に利用内定の判定を行います。
※ 指数については、朝霞市保育認定利用調整基準表をご覧ください。（６１ページ参照）

◆　**利用調整方法について**

利用調整の優先順位は、保護者が家庭で保育をできない程度に応じて判断します。利用調整にあたっては、指数の合計の高い方が保育園等の必要度が高いものとして、順次判定をしていきます。

また、指数の合計が同じ場合は、下記の項目順に指数の高い方を優先します。

①　家庭状況
②　父母の状況
③　児童の保育状況
④　世帯員の状況

上記４項目ともすべて同じ指数の場合には、前年度市町村民税所得割額（父母等合算額）の少ない方を優先します。個人番号確認資料等の提出がなく、課税額が確認できない場合には、優先順位は最下位となります。

さらに、前年度市町村民税所得割額も同額の場合には、同一世帯の中で最も長く朝霞市に居住している方（申請日から遡って、連続した居住期間）を比較し、居住期間の長い方を優先します。

◆　**朝霞市外から申請された利用調整の優先順位について**

朝霞市外に居住されている方からの利用調整の優先順位は、以下のとおりとなります。

①　朝霞市に転入予定（５７ページ参照）の方（朝霞市民と同列に利用調整を実施）
②　朝霞市内に在勤（在勤予定は除く）の方
③　それ以外の方

◆　**利用調整申請の取り下げについて**

利用調整申請は、利用保留となった場合でもその年度内（２月利用調整まで）は有効となります。次の事項に該当する場合は、保育課保育係まで『保育園等入所（転所）申請取下届出書（様式第１８号）』の提出をお願いします。

・申請を取り下げたいとき
・市外へ転出することになったとき
・申請の条件を満たさなくなったとき
・育児休業の取得によって保育園の入園の意思がなくなったとき

A　父母の状況　※父母各１つのみ加算（最も加算が大きいもの）		父指数	母指数
自営中心者・居宅外労働（就学）	１月１６０時間以上	３０	３０
	１月１４０時間以上	２９	２９
	１月１２８時間以上	２８	２８
	１月１２０時間以上	２７	２７
	１月１１２時間以上	２６	２６
	１月１００時間以上	２５	２５
	１月　９６時間以上	２４	２４
	１月　８４時間以上	２３	２３
	１月　８０時間以上	２２	２２
	１月　７２時間以上	２１	２１
	１月　６４時間以上	２０	２０
自営協力者・居宅内労働（就学）	１月１６０時間以上	２９	２９
	１月１４０時間以上	２８	２８
	１月１２８時間以上	２７	２７
	１月１２０時間以上	２６	２６
	１月１１２時間以上	２５	２５
	１月１００時間以上	２４	２４
	１月　９６時間以上	２３	２３
	１月　８４時間以上	２２	２２
	１月　８０時間以上	２１	２１
	１月　７２時間以上	２０	２０
	１月　６４時間以上	１９	１９
求職活動・労働内定・就学予定	１月１６０時間以上	１８	１８
	１月１４０時間以上	１７	１７
	１月１２８時間以上	１６	１６
	１月１２０時間以上	１５	１５
	１月１１２時間以上	１４	１４
	１月１００時間以上	１３	１３
	１月　９６時間以上	１２	１２
	１月　８４時間以上	１１	１１
	１月　８０時間以上	１０	１０
	１月　７２時間以上	９	９
	１月　６４時間以上	８	８
	求職活動を行っている	５	５
妊娠出産期間（出産日及び前後の２か月）のみ保育希望		—	２６
疾病・障害	Ⅰ（就学前児童の保育が完全に不可能な状態）	３０	３０
	Ⅱ（就学前児童の保育が困難な状態）	２７	２７
	Ⅲ（就学前児童の保育が部分的に困難な状態）	２５	２５
	身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ⓐ・Ａ、精神障害者保健福祉手帳１～３級を所持している	３０	３０
	身体障害者手帳３・４級、療育手帳Ｂを所持している	２７	２７
	身体障害者手帳５級以下、療育手帳Ｃを所持している	２５	２５
看護・介護	１月１６０時間以上	３０	３０
	１月１４０時間以上	２９	２９
	１月１２８時間以上	２８	２８
	１月１２０時間以上	２７	２７
	１月１１２時間以上	２６	２６
	１月１００時間以上	２５	２５
	１月　９６時間以上	２４	２４
	１月　８４時間以上	２３	２３
	１月　８０時間以上	２２	２２
	１月　７２時間以上	２１	２１
	１月　６４時間以上	２０	２０
居住家屋の災害復旧をしている		３０	３０
死亡・離別・行方不明・拘禁		３０	３０

B　児童の保育状況　※該当する場合１つのみ加算（最も加算が大きいもの）	指数
同一世帯の親族が保育している（父母共に死亡・離別・行方不明・拘禁）	２
知人・友人・別世帯の親族が有償で保育している	２
認可外保育施設等に入所しており、月６４時間以上利用を常態としている（父及び母が育児休業中以外に限る。）	５
上記内容に該当するが、当該施設が入園希望月以降受入不可	６
市内の認可外保育施設等に入所しており、月６４時間以上利用を常態としているが、当該施設が認可保育施設に移行する場合における、移行後の当該施設を第１希望とした利用調整申請	第１希望 １００ 第２希望以降 ７
認可外保育施設等に入所しており、月６４時間以上利用を常態としていない	２
認可保育施設を給付を受けて利用している（転所申請）	２
上記内容に該当するが、当該施設が入園希望月以降受入不可	３
受入れが２歳児クラスまでの認可保育施設（居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業の従業員枠を除く）に入所しており、当該施設が連携施設を設定していない又は幼稚園を連携施設として設定している場合における、３歳児クラスの利用調整申請	１００
父又は母が保育している（育児休業中の場合）	２
父又は母が保育認定事由と並行して保育している	２

C　家庭状況　※該当する場合１つのみ加算（最も加算が大きいもの）	指数
父母共に死亡・離別・行方不明・拘禁	１８
ひとり親家庭	１４
上記内容に該当するが、祖父母と別世帯	１５
離婚前提（離婚調停申立書、離婚に関する事を定めた公正証書が必要）	１１
上記内容に該当するが、祖父母と別世帯	１２
生活保護世帯	２０
市長が児童福祉の観点から特に保育が必要と認めた場合	—

D　世帯員の状況　※該当する場合１つのみ減算（最も減算が大きいもの）	指数
６５歳以上７０歳未満で無職で健康な祖父母と同一世帯	-１
６０歳以上６５歳未満で無職で健康な祖父母と同一世帯	-２
６０歳未満で無職で健康な祖父母と同一世帯	-３

E　その他調整事項　※該当するもの全て加算	指数
保護者が非自発的な理由によって失業している	５
父又は母が単身赴任している	１
父又は母が保育士資格を有し、市内認可保育施設もしくは朝霞市指定家庭保育室で保育従事者として、又は幼稚園教諭資格を有し、市内幼稚園等で幼稚園教諭として、又は放課後児童支援員資格を有し、市内放課後児童クラブで放課後児童支援員として勤務し、又は勤務内定している	１
上記に該当する保育士であって、１年以上勤務することを誓約している（転所申請を除く）	２２
兄弟姉妹が１人だけ、保育所等の利用調整申請をしている又は認可保育施設（事業所内保育事業の従業員枠を除く）を保育認定を受けて利用している	１
兄弟姉妹が２人以上、保育所等の利用調整申請をしている又は認可保育施設（事業所内保育事業の従業員枠を除く）を保育認定を受けて利用している	３
兄弟姉妹で異なる認可保育施設を保育認定を受けて利用している場合において、兄弟姉妹が同じ認可保育施設となるよう希望している転所申請	１
申請児童、保護者又は同一世帯の親族が身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している	２
保護者又は同一世帯の親族が入院している（出産・検査・短期等を除く）	２
父母の育児休業取得前に認可保育施設を給付を受けて利用（事業所内保育事業の従業員枠を除く）していて退所をした場合	２
復職を希望するが、利用保留の場合は育児休業の延長も許容できる	−１００

（備考）１.この基準表において「認可外保育施設等」とは、認可外保育施設・幼稚園（特定教育・保育施設以外）を指します。
２.この基準表において「認可保育施設」とは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を指します。
３.祖父母の年齢は、入所希望年度の４月１日時点の年齢により判断します。
４.この基準表において「幼稚園等」とは、幼稚園及び認定こども園（教育部分）を指します。

利用調整に関する補足説明

利用調整基準表について

【父母の状況】

労働

・勤務時間数は実労働時間ではなく、休憩時間を含む雇用契約の時間数に基づき指数を決定します。
⇒育児短時間勤務を取得する場合、雇用契約の勤務時間は変更とならないので指数の変動はありません。正社員からパートタイマーに雇用条件が変更となる場合など、雇用契約上の勤務時間が変更となる場合は指数が変動します。
・就労先が２か所以上ある場合は、それぞれの就労証明書の勤務時間を合算して指数を決定します。
⇒ダブルワークで新しく仕事を始める場合、就労内定の状態では勤務時間の合算はできません。
※就学や介護・看護と合算することも可能です。入学予定の状態では合算はできません。
・自営業の場合、収入の実績が確認できない場合は労働と判断できない場合があります。

自営協力

・確定申告等で自営の専従者として届け出されている場合、就労証明書の就労形態が正社員等の労働者として作成されている場合であっても、自営協力者として判断する場合があります。

就学

・就学先は、学校教育法で定める学校等が対象です。就労に繋がる就学先として職業訓練校も対象です。
⇒趣味や習い事に近い就学先は認められません。また、専門性の低い資格取得（例：普通自動車免許取得）も対象となりません。
・就学状況に基づき指数を決定します。時間割やパンフレットなど時間数が判断できる書類の提出が必要となります。
・就学の時間数は、休憩時間を含めた時間で指数を決定します。
⇒休憩時間以外の授業がない時間は指数を判断する時間から除きます。
（例）９時から１７時の８時間の在学時間のうち、２時限の授業（２時間）を受講しない場合、
１日６時間の就学と判断します。

求職活動・労働（就学）内定

・６４時間未満の労働内定は求職活動の指数（５点）となります。（求職活動の誓約書の提出が必要）
・現在６４時間未満の就労中で、保育園に入所となったら就労時間を増やす場合、増やした勤務時間での労働内定として指数を決定します。
・労働内定は、勤務開始日が入所日から起算して９０日を経過する日が属する月の末日までのものを有効とします。
（例）入所予定日が４月１日の場合、求職活動の認定期間は６月３０日まで
・勤務開始日６月３０日から ➡ 就労証明書の勤務時間数に応じて就労内定の指数
・勤務開始日７月　１日から ➡ 求職活動の指数（５点）

妊娠出産

・申請時点で妊娠しており、入所希望日が妊娠出産の認定期間（５か月）に含まれる場合に対象となります。
・妊娠出産を理由で入所した場合、妊娠出産の認定期間満了後は他の保育を必要とする事由（求職活動を除く）を満たさなければ退園となります。

疾病・障害

・診断書が朝霞市の様式でない場合、適切な指数が判断できず、疾病・障害の指数がつけられない場合があります。

・申請時点で病気や障害を理由に、労働の認定事由（月６４時間以上）を満たしているが休職している場合又は労働の認定事由を満たせない労働時間となっている場合、疾病・障害として申請することとなります。

介護・看護

・介護・看護の時間は、自宅から介護等の対象者がいる場所（対象者の家や病院）に行くまでの移動時間は含みません。

⇒介護等が必要な親族が別住所に住んでいる又は病院に入院している場合、所在地までの移動時間を含めずに指数を判断します。

指数の対象となる具体例	指数の対象にならない具体例
・親族を病院等に連れていく移動時間 ・介護等のために親族の家に滞在している時間 ・こどもの療育施設の利用時間 ・入院している親族の介護のために病院に滞在している時間	・親族の家に移動する時間 ・自宅から入院している病院に移動する時間

【児童の状況】

・同一世帯の親族が保育している場合は、加点対象になりません。

・親族等に無償で預けている場合は、加点対象になりません。

・父母いずれかが育児休業中の場合、認可外保育施設等を利用していたとしても、育児休業の指数（２点）となります。

・認可外保育施設等を一時利用している場合、申請時点で６４時間以上の利用実績が確認できない場合、６４時間未満の利用の指数（２点）となります。

・受入れが２歳児クラスまでの認可保育施設に在園する３歳児クラスの利用調整に関する１００点の加点は、４月２次利用調整締切日までに申請しない場合および同一年度内に利用内定を辞退した場合、対象外となります。

【家庭の状況】

・申請時点で住基登録上、父母が同一世帯の場合、ひとり親の加点の対象外となります。

【その他の調整事項】

・自営業の場合、単身赴任の加点の対象外となります。

・市内保育施設で１年以上保育士として勤務することを誓約する場合、入所日から起算して１年間、市内の保育園に在勤を継続しているか確認します。誓約に違反している場合、退園となります。

・申請締切日時点において、出産する予定がある方は、１年以上の継続勤務ができないため、保育士継続勤務誓約書による加点を受けることはできません。

・市内保育施設で１年以上保育士として勤務することを誓約して入所した後、勤務期間が１年に満たない内に産前産後休業等で休職する場合、休職期間は勤務継続期間に含みません。復帰後、既に勤務した期間を含め、延べ１年以上保育士として市内保育施設で勤務する必要があります。

・きょうだいが保育所等の利用調整をしている又は認可保育施設に在園している場合の加点は、在園児童が保育認定を受けている場合のみ対象となります。（事業所内保育事業の従業員枠を除く）

⇒保育所等の利用調整申請を行わず、きょうだいが新制度に移行した幼稚園又は認定こども園の教育認定を受けている場合、加点の対象外となります。

・転所申請において、きょうだいが同じ認可施設になるための加点は、必ず同じ施設になるように転所申請を行った場合、対象となります。同じ施設にならない可能性がある場合は、加点の対象外となります。

（例）兄　浜崎保育園、弟　溝沼保育園　在園

指数の対象となる具体例	指数の対象とならない具体例
・兄の転所申請で溝沼保育園のみを希望する ・弟の転所申請で浜崎保育園のみを希望する ・きょうだい条件を同時同所として、きょうだいの転所申請で浜崎および溝沼保育園でない施設に転所申請する （１園のみ希望の場合は同時希望でも可）	・兄の転所申請で溝沼保育園でない施設も希望する ・弟の転所申請で浜崎保育園でない施設も希望する ・きょうだい条件を同時同所とせず、きょうだいの転所申請で複数施設を希望する

※３人以上のきょうだいの場合、いずれかのきょうだいが同じ施設になるような内容の申請であれば加点の対象となります。

その他

・利用調整（選考）は、指数の高い方から順番に利用内定の判定を行います。判定方法は、希望施設のいずれかに欠員があれば内定、希望施設すべてに欠員がなければ保留となります。内定と保留の判定は申請された希望施設の順に行いますので、行きたいと思う順番で記入してください。
・書類に不備等がある場合、速やかに修正されなければ利用調整を行えない場合があります。
・提出された書類に虚偽がある場合（申請内容に変更があったにもかかわらず、意図的に変更しなかった場合も含みます）、内定の取り消しまたは在園施設を退所となります。また、不正な手段を用いて給付を受けた場合、刑事罰の対象となる場合があります。

１４　利用内定後の手続きについて

①　子どもの面談・体験保育

内定した保育園等で子どもの面談を実施し、集団保育の可否を確認します。お子さんと一緒に面談へお越しください。面談だけでは集団保育の可否が判断できない場合には、体験保育（２日間程度、保護者同伴）を実施することがあります。（詳しくは該当者へ通知します。）

なお、利用開始予定日までに面談（体験保育）を受けられない場合や、面談等の結果、集団保育に適さないと判断された場合、保育士、看護師の追加配置が必要と判断された場合には、入所をお待ちいただくことや、利用内定となった施設には入所とならないことなど、入所が承諾されないことがありますので、ご了承ください。

②　入所説明会への出席

入所説明会は、利用内定施設が保育園等で行います。なお、認定こども園または地域型保育施設に利用内定となった方につきましては、施設と利用契約をしていただきます。

③　利用者負担額の算定・納付

市が利用者負担額を算定し、通知します。算定・納付方法等につきましては、７０～７３ページをご参照ください。

④　利用内定の辞退について（転所内定者は除く）

保育園等の利用内定を辞退する場合には、必要書類（『保育所等利用内定（入所承諾）辞退届出書（様式第１３号）』等）を提出してください。なお、辞退する際は、以下の点にご注意ください。

【辞退に係る注意事項】

・利用内定を辞退し、翌月以降の利用調整を申請する場合は、締切日までに併せて『利用調整（入所・転所）申請事項変更届』の提出が必要となります。申請受付期間は、３７ページに記載の期間となりますので、締切日にご注意ください。

・『保育所等利用調整結果通知書（利用内定）』に記載されている「利用開始予定日」以降の手続きは、辞退の手続きではなく、退所の手続き（『保育所等退所届兼退所報告書』の提出）となります。なお、『保育所等退所届兼退所報告書』提出日までの間は利用者負担額が発生します。

・『保育所等利用調整結果通知書（利用保留）』は、入所辞退後の利用調整にて、入所ができないことが決定した場合に送付します。

・入所をお待ちのご家庭もありますので、手続きはお早めにお願いします。

１５　ならし保育について

お子さんが保育園等での集団生活や新しい環境に１日でも早く慣れ、通常保育に取り組めるよう、入所（転所も含む）後に「ならし保育」を実施しています。「ならし保育」の期間は短い時間での保育となることから、早い時間でのお迎えをお願いします。

「ならし保育」はおおむね５日間を目安としていますが、施設・児童の状況により異なります。

労働時間等に応じた延長保育の利用は、この「ならし保育」の期間を経てからとなりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

１６　利用保留（待機）となった場合について

◆　保留となった後の利用調整について

令和９年２月１日入所まで、毎月利用調整を実施しています。利用保留となった後の利用調整結果については、利用内定となった場合のみ通知を発送します。

選考により引き続き利用保留となった場合、２回目以降の結果通知は行いません。結果通知の発行を希望する場合は、利用保留通知の再発行として受け付けます。なお、再発行には受け付けてから１０日程度の時間を要しますので、ご了承ください。

再発行の依頼は、朝霞市保育課のホームページに用意した申請フォームにて受け付けています。

◆　申請内容の変更について

保留期間中に申請内容に変更が生じた際は、利用調整における指数等が変動し、利用調整結果に影響する場合があるため、『利用調整（入所・転所）申請事項変更届』の提出が必要です。変更があったにもかかわらず申請がない場合、利用内定となっても利用調整結果が取消しとなることがあります。すみやかに必要書類をご提出ください。（４４ページ参照）

◆　令和７年度と令和８年４月の利用調整申請を同時に行っている場合について

令和７年度及び令和８年４月の利用申請を同時にしている方が、令和７年度に保育所等に入所内定となった場合、令和８年４月保育所等利用申請は取下げ扱いとなります（転所申請を含む）。令和７年度に入所した施設と別の施設を希望する場合は、新たに転所申請が必要です。

※令和７年度の入所内定となった時点で令和８年４月の利用申請は取下げ扱いとなるため、内定を辞退した場合も、再度、令和８年度の利用調整申請が必要です。

※令和７年１２月または令和８年１月・２月に入所した場合、令和８年４月２次申請から転所申請が可能です。

※令和７年度に連携施設が幼稚園又は連携施設がない小規模保育施設（４２ページ参照）の２歳児クラスに入所内定となった場合には、申請の取り下げ扱いにはなりません。ただし、１００点の加点を受ける場合は、『利用調整（入所・転所）申請事項変更届』の提出が必要です。

◆　令和９年度の利用調整申請について

保育園等の利用調整申請については、年度ごとの申請が必要です。令和９年４月以降の利用調整申請については、再度申請が必要となりますので、ご注意ください。

利用調整については、毎年見直しを行っておりますので、次年度以降でルールや書類様式が変わることがあります。申請書類の配付や申請受付の期間については、「広報あさか」や市のホームページ等に掲載します。掲載時期は例年１０月頃ですが、時期が前後する場合もありますので、ご了承ください。

◆　利用調整申請の取り下げについて

保育の必要な事由を満たさなくなったときや、入所の意思がなくなったときには、保育課保育係まで『保育所等入所（転所）申請取下届出書（様式第１８号）』を提出してください。

（例）朝霞市外に転出する、育児休業期間を延長する等

１７　入所後のお願い

◆　**家庭の状況・認定の内容に変更があった場合**

市内転居、就職・転職・退職、育休からの復職、出産・婚姻・離婚など、家庭の状況や認定内容に変更が生じた場合には、変更内容に応じた書類を提出する必要があります。

１４４ページの「入所後に家庭の状況や教育・保育給付認定の変更があった場合の必要書類」を参考に、保育課または在所する施設に『家庭状況変更届出書』（変更内容により必要書類を添付）や認定の変更申請書類を提出してください。また、転所申請をしている方は、『利用調整（入所・転所）申請事項変更届』の提出が必要となる場合があります。

【保育園を長期欠席する場合】

お子さんの病気やけがなどにより保育園等を長期間休む場合は、施設長にあらかじめご連絡ください。なお、欠席（休園）期間も保育料（利用者負担額）は発生します。

【在園中に保護者が退職した場合】

『家庭状況変更届出書』および『教育・保育給付認定変更申請書』を提出してください。退職後９０日を経過する日が属する月の末日までに『就労証明書』等の「保育の必要な事由の証明書」を提出していただくと、継続して在所することが可能となります。

なお、当該期間内に『就労証明書』等の「保育の必要な事由の証明書」を提出されない（再就職されない等）場合、正当な理由なく届出を怠っていた場合には、退所となります。

【在園中に保護者が新規に起業又は開業した場合】

『家庭状況変更届出書』および『就労証明書』並びに『起業又は開業したことがわかる書類』を提出してください。また、個人事業主の場合、開業した月の翌月中に『家庭状況変更届出書』および『１か月の売上がわかる書類』を提出してください。

なお、『売上がわかる書類』が提出できない場合、事業を営んでいることがわかる資料をご提出いただきます。正当な理由がなく、関係書類の提出を拒否した場合、退所となる場合がございます。

【産前産後休暇・育児休業に入る場合】

①　出産前（認定事由：「労働」　⇒　「妊娠・出産」）

必要書類：『家庭状況変更届出書』、『教育・保育給付認定変更申請書』、母子手帳等（母の氏名・出産予定日がわかるもの）の写し

⇒　認定変更該当月の前月末日までに提出

②　出産後

・育児休業を取得する場合（認定事由：「妊娠・出産」　⇒　「育児休業」）

必要書類：『家庭状況変更届出書』、『就労証明書』（産休・育休欄の記載が必要なため、出産後に取得してください）、『教育・保育給付認定変更申請書』

⇒　出産後から「妊娠・出産」認定期間終了日までに提出

・育児休業を取得しない場合（認定事由：「妊娠・出産」　⇒　「労働」）

必要書類：『教育・保育給付認定変更申請書』

⇒　出産後おおむね１か月以内に提出

『家庭状況変更届出書』、『就労証明書』（復職後に取得してください。）

⇒　復職後すみやかに提出

◆　出産に伴う在所児童（兄姉）※の取り扱いについて

※ 在所児童（兄姉）とは、妊娠・出産認定の満了日より前に入所したお子さんをいいます。

○育児休業制度を利用する場合（出産後、『家庭状況変更届出書』と育児休業期間が記載された『就労証明書』を提出してください）

・出産時に在所児童（兄姉）が１～５歳児クラス
　⇒兄姉は、卒園まで在所可能です。
・出産時に在所児童（兄姉）が０歳児クラス
　⇒兄姉は、原則、出生児童が１歳となる年度の翌年度の４月末まで在所可能です。

○出産に伴い退職する場合（以下、「みなし育休」という）

出産後に復職の意思がある場合に限り、退職日が出産予定月の初日から起算して９０日前の日が属する月の初日以降、出産した月の翌月から起算して２か月以内の期間であれば、出生児童が１歳となる月の末日まで、兄姉は在所可能となります。在所可能期間中に、『就労証明書』を提出してください。それ以前の退職については、切迫早産等、医師の診断などにより安静等が必要と確認できる場合に限り、みなし育休の適用が認められることがありますので、事前にご相談ください。

【例】母の出産に伴う兄姉の在所要件

①　みなし育休が適用される場合

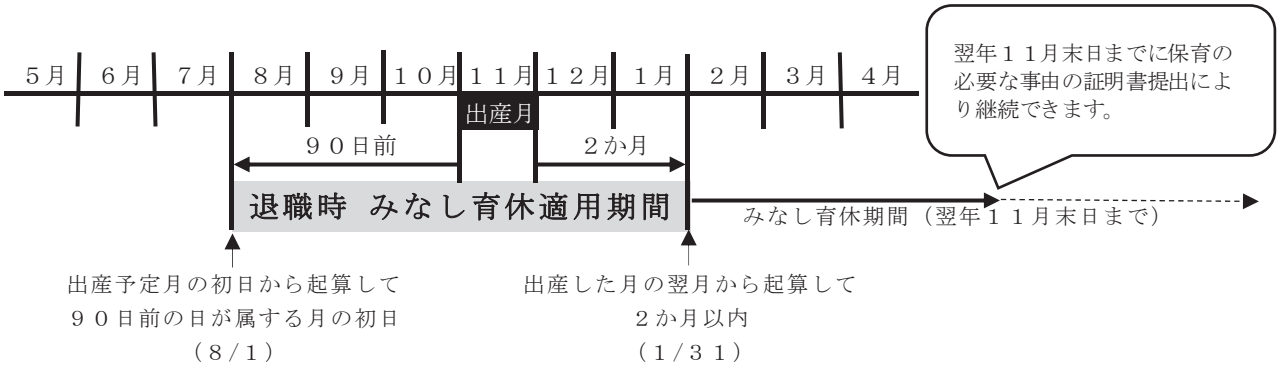

【上記例の場合】出産予定月：令和８年１１月
　出産予定月の初日から起算して９０日前の日：令和８年８月３日
　出産予定月の初日から起算して９０日前の日が属する月の初日：令和８年８月１日
　出産した月の翌月から起算して２か月以内：令和９年１月３１日まで
　　⇒令和８年８月１日～令和９年１月３１日の間の退職であれば、
　　令和９年１１月３０日まで兄姉は在所可能（みなし育休）

②　みなし育休が適用されない場合

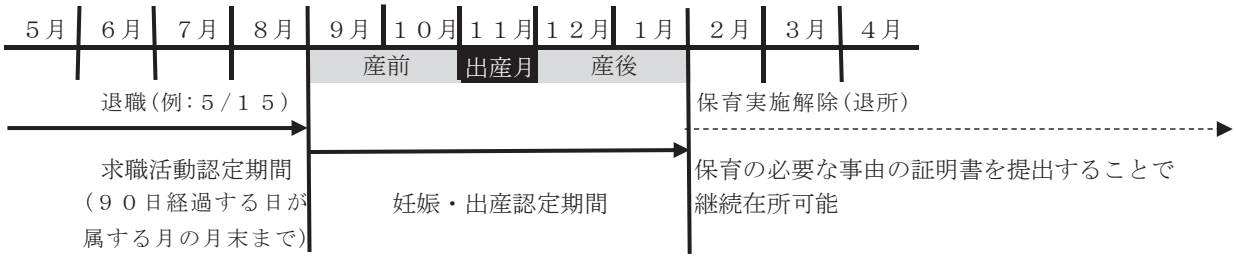

【上記例の場合】出産予定月：令和８年１１月
　退職日：令和８年５月１５日
　　⇒①の例から、令和８年８月１日～令和９年１月３１日の間の退職であれば、みなし育休適用可能だが、
　　適用可能期間外での退職のため、みなし育休は適用不可
　求職活動認定：令和８年６月１日～８月３１日（退職日から９０日経過する日が属する月の月末まで）
　妊娠・出産認定：令和８年９月～令和９年１月（出産月及び産前２か月、産後２か月の５か月間）
　　⇒令和９年１月３１日まで兄姉は在所可能

MEMO

１８　保育料（利用者負担月額）について

◆　決定方法について

利用者負担額（月額）は、児童の扶養者である父母（家計の主宰者が父母と異なる場合は当該主宰者（祖父母等）を含む。）の市町村民税の所得割額に基づき、児童の年齢に応じて（３９ページ参照）決定します。なお、算定の基となる市町村民税額に住宅借入金等特別控除や、配当控除、外国税額控除、寄付金控除等がある場合は、控除前の金額を適用します。

令和８年度４月分から８月分までについては、令和７年度市町村民税額を基に、令和８年度９月分から３月分までについては、令和８年度市町村民税額を基に決定します。

保育料算定の基となる市町村民税額の課税基準日に朝霞市外にお住まいの方で、申請時に個人番号が確認できなかった方につきまして、課税証明書もしくは個人番号確認資料が必要になりますのでお早めにご提出ください。

また、保育料の算定対象期間に国外に居住していたなど、国内で課税されていない場合は、課税申告に必要な資料をすべて提出していただき、課税担当課で確認のもと市町村民税額を推算して、保育料を算定します。

※未申告や上記に該当する方の個人番号資料の提出がなく、税の申告や資料提出を理由なくしていただけない場合は、最高額で納付していただきます。

◆　納付について

①　保育園に入所される方

・納付は口座振替で行います。金融機関に口座が無い場合は口座を開設してください。

・利用者負担額は決められた期日までに納付してください。

＜ 令和８年度 利用者負担額口座振替日・納期限 一覧 ＞

月	口座振替日・納期限	月	口座振替日・納期限	月	口座振替日・納期限
４月	令和８年　４月３０日	８月	令和８年　８月３１日	１２月	令和９年　１月　４日
５月	令和８年　６月　１日	９月	令和８年　９月３０日	１月	令和９年　２月　１日
６月	令和８年　６月３０日	１０月	令和８年１１月　２日	２月	令和９年　３月　１日
７月	令和８年　７月３１日	１１月	令和８年１１月３０日	３月	令和９年　３月３１日

・正当な理由なく利用者負担額を滞納した場合は、子ども・子育て支援法により、口座預金や給料等の差押えといった滞納処分を受ける場合があります。

・利用者負担額の支払いが困難になった時には、児童手当からの振替などのご相談を随時保育課保育係で受け付けています。

②　認定こども園・地域型保育施設等に入所される方

・納期限や納付方法は施設により異なりますので、各施設にお問い合わせください。

◆　利用者負担額の変更について

以下①～④のいずれかに該当する場合、利用者負担額が変更になる場合がありますので、必ず保育課保育係までご連絡ください。なお、ご連絡がなく、本来の利用者負担額よりも高い額を納付していたことが後から判明したとしても、遡って変更しません。必ず速やかにご変更ください。

①　市・県民税の修正があったとき

②　生活保護が開始または廃止になったとき

③　婚姻・離婚等により世帯構成に変更があったとき

④　同一世帯の方が障害者手帳を取得または返還したとき

◆　きょうだいがいる場合について（２・３号認定）

０歳から小学校就学前までの範囲において、認可保育園・認定こども園・地域型保育施設・幼稚園等に通園しているきょうだいがいる場合、最年長の子どもから順に２人目は７３ページの利用者負担額の半額（１００円未満切り捨て）、３人目以降は無料となります。きょうだいが新制度に移行していない幼稚園等に通園している場合、きょうだいの「幼稚園等在籍申告書」をご提出ください。

また、０～２歳児の第３子以降のお子さんが保育園等に在所している場合、上の子の年齢を問わず、無料となります。ただし、上の子が既に独立している（別生計である）場合は対象外となります。

◆　年収約３６０万円未満相当の多子世帯またはひとり親世帯等の場合について

年収約３６０万円未満相当の世帯で、多子世帯またはひとり親世帯の場合は、きょうだいの年齢にかかわらず、保育料が軽減されます。

世　　帯	世帯の市町村民税所得割額	軽　減　内　容
多　子　世　帯	５７，７００円未満 （Ｃ１～Ｃ７階層の一部）	保護者と生計を同一にするお子さんを対象に、年齢を高い順に数えて２番目の子は半額、３番目以降の子は無料となります。
ひとり親世帯等※	７７，１０１円未満 （Ｃ１～Ｃ８階層の一部）	保護者と生計を同一にするお子さんを対象に、年齢の高い順に数えて１番目の子は半額、２番目以降の子は無料となります。

※「ひとり親世帯等」… 母子・父子世帯および障害児（者）のいる世帯

上記内容について、７２ページの「保育料軽減制度の早見表」もご覧ください。

◆　利用者負担額以外の経費について

利用者負担額以外に、以下の費用負担が発生する場合があります。

①　延長保育料

認定されている保育時間外に保育園等を利用する場合、延長保育料が発生する施設があります。延長保育料は、保育園等が施設ごとに設定するため、施設によって費用が異なります。

各施設の延長保育料については、「延長保育料・特別延長保育料一覧」（７８～８１ページ参照）をご参照ください。また、保育必要量の認定について、３５ページもご確認ください。

②　その他諸経費

年齢や施設によって、給食費、教材費、衣服費等の負担が必要となる場合があります。

詳細は、「利用者負担額以外の保護者負担諸経費一覧」（７４～７７ページ）をご確認ください。

保育料軽減制度の早見表（３歳未満児クラス）

★１人目のお子さんが保育園等に在所している場合の保育料（上にお子さんがいない方）

年収約360万円未満相当の世帯でひとり親世帯や障害者(児)のいる世帯 → **半額※**

※Ｃ８階層で所得割課税額が
７７，１０１円未満の
３歳未満児クラスは**９，０００円**

上記以外の世帯 → **全額**

★２人目のお子さんが保育園等に在所している場合の保育料

年収約360万円未満相当の世帯でひとり親世帯や障害者(児)のいる世帯 → 上のお子さんの年齢を問わず **無料**

年収約360万円未満相当の世帯で上記以外の世帯 → 上のお子さんの年齢を問わず **半額**

上記以外の世帯 → 1人目のお子さんが認可保育園、幼稚園、認定こども園等に在所の場合
（幼稚園等は幼稚園等在籍申告書が必要）
半額

→ 上記以外の世帯 **全額**
※ 上のお子さんが小学生以上である場合や、上のお子さんが認可外保育施設等に在所している場合

★３人目以上のお子さんが保育園等に在所している場合の保育料

全世帯 → 上のお子さんの年齢を問わず **無料**